

ご契約のしおりー約款 6



この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ずご一読いただき、大切に保管してください。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

ご加入の生命保険に関する手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

〈シニア専用フリーダイヤル(70歳以上のお客さま専用)〉

 **0120-085-085**

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00
土曜日 9:00 - 17:00
(祝日・年末年始を除く)

2024 年 4 月版

この冊子には、
ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(告知義務、保障内容、給付金などをお支払いできない場合、諸手続きなど)をわかりやすく説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

主契約の支払事由などの詳細については、本冊子の
「保障内容」および「約款」をお読みください。
お支払いなどにあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。

		ページ	
		ご契約の しおり	約 款
主契約	1 入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021)	29	約款ー 21

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語	8

I.ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	12
2 ご契約申し込み手続きの際の留意点	13
3 クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)	14
4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
5 全部見直し制度などを利用して加入される場合	17
6 現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ	24
7 告知義務	25
8 ご契約の成立と保障の責任開始期	28

II.保障内容

1 入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021)	29
--------------------------------------	----

III.給付金などのお支払い

1 給付金などの請求方法	36
2 給付金などをお支払いできない場合	38

IV.保険料について

1 保険料の払い込み	42
2 保険料をまとめて払い込む方法	45
3 払込期月・猶予期間とご契約の効力	46
4 失効したご契約の復活	48
5 払い込みが困難なときの継続方法	49
6 給付金のお支払いの際の保険料精算	51

V.ご契約後について

1	手続き・請求を代理する制度	52
2	解約と解約返還金	56
3	基準給付金額の減額	57
4	契約者・死亡時支払金受取人などの変更	58
5	住所などの変更・改姓改名	59
6	契約者配当金	59
7	生命保険料控除	60
8	給付金などの税法上の取り扱い	61

VI.会社・制度のご案内

1	当社の組織形態	62
2	個人情報の取り扱い	62
3	米国法「FATCA」	62
4	契約内容登録制度・契約内容照会制度	63
5	支払査定時照会制度	65
6	保険金額などの削減	66
7	生命保険契約者保護機構	66

約 款

「約款」の構成	約款-	2
契約取扱基本約款	約款-	3
入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021)	約款-	21
約款別表	約款-	26
保険契約者代理特約	約款-	55
指定代理請求特約	約款-	58
保障見直し特約(2018)	約款-	65
家族内保障承継特約(2018)	約款-	75
団体年払・半年払取扱特約	約款-	78
準団体年払・半年払取扱特約	約款-	79
団体月払取扱特約	約款-	80
準団体月払取扱特約	約款-	82
保険料口座振替特約	約款-	84
保険料クレジットカード払特約	約款-	86

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、給付金などをお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

申し込みを
撤回したい



クーリング・オフ制度 ➡ **P.14**
(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)

告知について
知りたい



告知義務 ➡ **P.25**

保障の
開始時期を
知りたい



ご契約の成立と保障の責任開始期 ➡ **P.28**

保険のしくみや
保障内容を
知りたい



保障内容 ➡ **P.29**

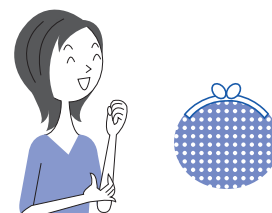
保険料について

保険料の
払い方を
変えたい



保険料の払い込み ➡ **P.42**

保険料を
まとめて
払いたい



保険料をまとめて払い込む方法 ➡ **P.45**

失効した
契約を
元に
戻したい



失効したご契約の復活 ➡ **P.48**

保険料の
払い込みが
困難になった



払い込みが困難なときの
継続方法 ➡ **P.49**

ご契約後について

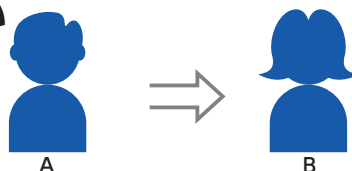
保険を解約したい



解約と解約返還金

➡ **P.56**

契約者や受取人を変更したい



契約者・死亡時支払金受取人
などの変更

➡ **P.58**

住所・名前が 変わった



住所などの変更・改姓改名

➡ **P.59**

生命保険料控除・ 税金について 知りたい



生命保険料控除

➡ **P.60**

給付金などの税法上の取り扱い

➡ **P.61**

給付金などをご請求の際

被保険者が入院をされた場合や特定自然災害により亡くなられた場合には…

支払事由に該当しているか
ご確認ください

保障内容

➡ **P.29**

給付金などをお支払い
できない場合

➡ **P.38**

請求手続きの概要をご確認ください

給付金などの請求方法 ➡ **P.36**

受取人が請求できない場合
指定代理請求特約

➡ **P.54**

お手続きにあたりましては、当社の担当者または
コンタクトセンターまでご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

〈入院・手術給付金・死亡保険金等専用ダイヤル〉

 **0120-211-157**

〈シニア専用フリーダイヤル(70歳以上のお客さま専用)〉

 **0120-085-085**

主な保険用語

あ 行

受取人 (うけとりじん)	給付金を受け取る人のことをいいます。 【例】総合入院給付金の受取人は被保険者 など
------------------------	--

あ か 行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社がご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。
解約返還金 (かいやくへんかんきん)	ご契約を解約された場合などに、契約者にお支払いする金額のことをいいます。
給付金 (きゅうふきん)	被保険者が病気やケガにより入院されたときなどにお支払いする金額のことをいいます。 【例】総合入院給付金 など
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。 【例】契約日が2025年1月1日の場合 ●月単位の契約応当日：2025年2月1日以降の毎月1日 ●半年単位の契約応当日：2025年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日 ●年単位の契約応当日：2026年以降毎年の1月1日
契約後の被保険者の年齢 (けいやくごのひほけんしゃのねんれい)	契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。 【例】契約日が2025年1月1日、契約年齢が40歳の場合 契約後の被保険者の年齢は、2026年1月1日より41歳、2027年1月1日より42歳、…となります。
契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料の払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。
契約者代理人 (けいやくしゃだいにん)	契約者が手続きを行うことができない特別な事情があるときに、契約者の代理人として、手続きを行う人のことをいいます。契約者代理人は、契約者があらかじめ指定した方となります。
契約者配当金／配当金 (けいやくしゃはいとうきん／はいとうきん)	毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、契約者に分配される金額のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては配当金が支払われないこともあります。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数について切り捨てた年齢のことをいいます。 【例】39歳7か月の被保険者の契約年齢は39歳となります。
契約日 (けいやくび)	保障開始の日（責任開始期の属する日）をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。 【例】月払でかつ口座振替やクレジットカードによる払い込み、団体を通じての払い込みの場合：保障開始の日の属する月の翌月1日

あ か 行	
告知義務／告知義務違反 (こくちぎむ／こくちぎむいはん)	ご契約の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴・現在の健康状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことを告知義務といいます。告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

あ か さ 行	
失効 (しっこう)	保険料払込の猶予期間内に保険料の払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、それ以後、保障がない状態になり、給付金をお支払いできないことになります。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その給付金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した方となります。
支払限度 (しはらいげんど)	総合入院給付金のお支払いに関する支払回数の限度や通算の支払回数の限度のことをいいます。
支払事由 (しはらいじゆう)	給付金が支払われる場合のことをいいます。 【例】被保険者の入院 など
死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとりにん)	被保険者が死亡されたことにともなう諸支払金がある場合にそれを受け取る人のことをいいます。
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。
すえ置 (すえおき)	特定自然災害死亡給付金の受取方法の一つで、支払事由が生じた特定自然災害死亡給付金を当社にすえ置くことをいいます。すえ置かれた特定自然災害死亡給付金には、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息がつけられます。
責任開始期 (せきにんかいしき)	ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

あ か さ た 行	
特約 (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

主な保険用語

あ	か	さ	た	な	は 行
払込期月 (はらいこみぎげつ)					
毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。					
被保険者 (ひほけんしゃ)					
保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガが保険の対象となります。					
復活 (ふっかつ)					
失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。					
保険期間 (ほけんきかん)					
当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に入院などの支払事由が発生した場合のみ、給付金の支払対象となります。保険料払込期間とは必ずしも一致しません。					
保険証券 (ほけんしょうけん)					
ご契約の基準給付金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。					
保険年度 (ほけんねんど)					
契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、…といえます。					
保険料 (ほけんりょう)					
保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。					
保険料期間 (ほけんりょうきかん)					
保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの契約日または契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。					
保険料の自動貸付(立替) (ほけんりょうのじどうかしつけ(たてかえ))					
保険料の払い込みがないまま保険料払込の猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返還金などがあるときはその範囲内で、あらかじめ申出がない限り、当社が自動的に保険料を立て替えることをいいます。					
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)					
保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。					
保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)					
払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、所定の期間内にお払い込みいただいたときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込の猶予期間といいます。					

あ	か	さ	た	な	は	ま 行
無効 (むこう)						
ご契約の保障が責任開始の日にかのぼってなくなることをいいます。						
免責事由 (めんせきじゆう)						
支払事由に該当された場合でも、給付金をお支払いできない事由のことをいいます。 【例】 酒気帯び運転中の事故による入院 など						

あ	か	さ	た	な	は	ま	や 行
約款 (やっかん)							「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款(契約取扱基本約款および給付内容などを定めた給付約款)と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
予定利率 (よていりりつ)							保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる当社所定の利率のことを予定利率といいます。

I. ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまから申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。
- **告知^①**は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。
- 第1回保険料を口座振替によって払い込む場合、保険料は指定された口座から当社の定めた日(振替日といいます)に振り替えられますので、振替日の前日までに口座に保険料をご準備ください。
- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など^②**は、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただく必要があります。ご契約の手続きの際、ご確認ください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^③
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①告知

「**告知義務**」をご参照ください。

②団体を通じての払い込みの場合など

- ・ 団体を通じての払い込み
- ・ 送金による払い込み
- ・ 保険料の一括払
- ・ 保険料の前納をいいます。

③電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」を確認することができます。

3 クーリング・オフ制度 (ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)

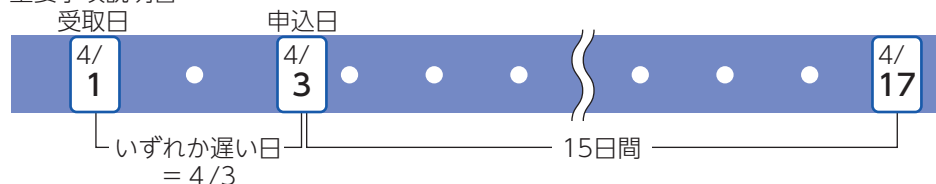
申込者または契約者(申込者などといいます)は、重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法(当社ホームページ等^②)による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除(申し込みの撤回などといいます)をすることができます。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書(注意喚起情報)をお渡ししています。

1. 書面による申出方法^②

- 書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により上記期間内(15日以内の消印有効)に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面(封書、はがき)には、申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および電話番号をご記入ください。また、申込者などが法人の場合は申込書と同一の印で押印ください。

■クーリング・オフの例

重要事項説明書



- 4/17までが、クーリング・オフの申出ができる期間です。
- 4/17までの消印のある郵便による申出であることを要します。

■申し込みの撤回などの書面記入例

第一生命保険株式会社

御中

私は○月○日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(契約者)

ダイイチタロウ
第一太郎

保険種類

終身保険

毎回の保険料

〇〇,〇〇〇円

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 ダイイチタロウ
第一太郎^③

①申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受取日とします。

②当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。

③契約者が自署してください。

2. 申し込みの撤回などできない場合

- つぎの場合には、申し込みの撤回などの取り扱いができません。

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ご契約の成立後に内容を変更される場合
- 契約者が法人で、一括式の保険証券を発行する場合

3. その他

- 申し込みの撤回などがあった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは申込者などに全額お返しします。
- 全部見直し制度などによる申し込みのときは、保障見直し前のご契約に戻ります。
- 当社は申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- 申し込みの撤回などの時点において、給付金の支払事由が生じている場合には、申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申し込みの撤回などの時点において、申込者などが給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

方法	図	しくみと特長	留意事項
全部見直し制度		●現在のご契約の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。	●新しいご契約の保険料は、全部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約は消滅します。
一部見直し制度		●現在のご契約の一部の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。	●新しいご契約の保険料は、一部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約のうち保障内容を見直しする部分は消滅し、ご契約は2件になります。
医療保障変更制度		●現在の医療保険または入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を、保険期間タイプが終身タイプの「総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)」を含む新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	●新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●変更する前の医療保険または入院関係特約は消滅します。現在のご契約の一部を見直した場合、ご契約は2件になります。
追加契約		●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	●現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお払い込みいただけます。 ●ご契約は2件になります。

- 上記の方法のほか、保険金額などを減額する方法などがあります。詳しくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお問い合わせください。
- 現在のご契約の種類や内容などによっては取り扱いできない場合があります。また、保障内容の見直しに際しては、所定の条件を満たす必要があります。
- 保障内容見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査(または告知)が必要になります(ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります)。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

5 全部見直し制度などを利用して加入される場合

現在の当社のご契約を解約することなく、以下のいずれかの保障見直しの方法で加入される場合、つぎのとおり取り扱います。^①

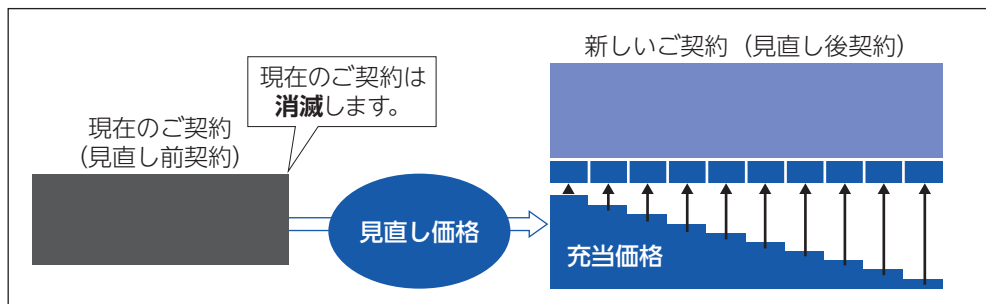
現在のご契約の全部を見直すとき	全部見直し制度 ^②
現在のご契約の一部を見直すとき	一部見直し制度 ^②
現在のご契約の全部または一部をご家族の保障へ見直すとき	家族内承継制度 ^②

1. 全部見直し制度^③

①しくみ

- 現在のご契約（見直し前契約といいます）の責任準備金や配当金・すえ置金など（見直し価格といいます）を、新しいご契約（見直し後契約といいます）の保険料の一部に充当する方法です。^④また、見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といいます。
- 見直し後契約の保険料は、この制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、見直し前契約と見直し後契約で異なることがあります。たとえば、見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- この制度をご利用いただく場合、告知が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 見直し前契約と見直し後契約の被保険者は同一の方となります。
- 見直し前契約は見直し後契約の責任開始期に消滅します。

■しくみ図



①・現在のご契約の種類や内容などによっては取り扱いできない場合があります。また、利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。詳しくは、当社の担当者までご連絡ください。

・各制度の利用後に保障見直し前のご契約に戻す取り扱いはありません。

②・一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

・保障見直し時に告知義務違反があった場合、見直し後契約または承継後契約が解除され、保障がなくなることがあります。

📖 約款参照

③全部見直し制度
保障見直し特約（2018）

④見直し前契約に配当金・すえ置金がある場合は、見直し後契約の保険料の一部に充当されますので、引き出すことはできなくなります。

②見直し価格

- 見直し価格は、見直し前契約の保険種類などにより見直し価格(解約返還金あり)および見直し価格(解約返還金なし)で構成されます。
- 保険料の自動貸付、契約者貸付または未払込保険料がある場合、保険料の自動貸付および契約者貸付の元金金ならびに未払込保険料の合計額を見直し価格から差し引きします。
- 見直し価格(解約返還金あり)および見直し価格(解約返還金なし)は以下のとおり取り扱いが異なります。

項目	見直し価格(解約返還金あり)	見直し価格(解約返還金なし)
見直し価格の構成	●有解約返還金型^①の主契約または特約の責任準備金^② ●保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の解約返還金に対応する責任準備金 ●無解約返還金型の主契約の解約返還金(主契約の保険料払込期間満了後である場合に限り)ます) など	●無解約返還金型^③の主契約の責任準備金(主契約の保険料払込期間満了後である場合は解約返還金を差し引いた金額とします) ●保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の責任準備金(解約返還金に対応する責任準備金を差し引いた金額とします) など
見直し価格の充当先 ^④	●有解約返還金型および無解約返還金型の保険種類とします。	●無解約返還金型の保険種類とし、保険契約の型が「保険料払込期間中解約返還金なし型」かつ保険料払込期間が有期払の3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)は除きます。
見直し後契約の消滅などによる充当価格の取り扱い	●充当価格の残額があればその金額を払い戻します。ただし、見直し後契約を解約した場合などには、見直し後契約の経過年月数により、充当価格の残額から所定の金額を差し引くことがあります。	●充当価格の残額があったとしても、払い戻しはありません。

^①有解約返還金型の保険種類は、保険料払込期間中に解約返還金がある保険種類をいいます。

^②保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の責任準備金を除きます。

^③無解約返還金型の保険種類は、保険料払込期間中に解約返還金がない保険種類をいいます。

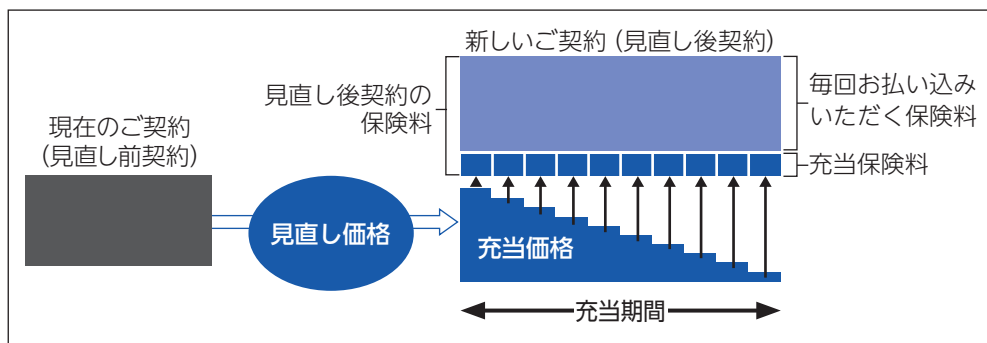
^④本商品は無解約返還金型の保険種類となります。

③見直し価格を充当する方法

- 見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間(充当期間といいます)にわたって、見直し価格を見直し後契約の保険料の一部に充当します。

④見直し後契約の保険料

- 見直し後契約の保険料のうち、充当価格から見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当保険料といいます)を差し引いた金額を払い込む必要があります。
- 充当保険料は、充当価格および充当期間に応じて計算され、見直し後契約の保険料の一部に自動的に充当されます。



ご注意

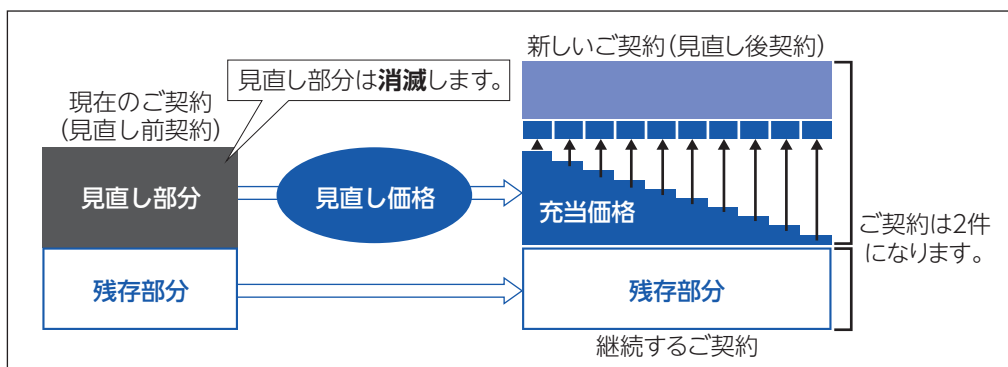
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、**告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期前の発病などの場合には給付金が支払われないことがあります。**
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。
- 全部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、全部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前の見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。

2.一部見直し制度^①

①しくみ

- 現在のご契約（見直し前契約といいます）の一部（見直し部分といいます）の責任準備金など（見直し価格といいます）を、新しいご契約（見直し後契約といいます）の保険料の一部に充当する方法です。また、見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といいます。
- 見直し前契約の保険金額などのうち、残存させる部分（残存部分といいます）の保険金額などを所定の取扱範囲内であらかじめご指定いただきます。
- 見直し後契約の保険料は、この制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、見直し前契約と見直し後契約で異なることがあります。たとえば、見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- この制度をご利用いただく場合、告知が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 見直し前契約と見直し後契約の被保険者は同一の方となります。
- 保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金の完済後に取扱いします。
- 見直し前契約の積立配当金・すえ置金は、見直し前契約に残存します。
- 見直し部分は見直し後契約の責任開始期に消滅します。

■ しくみ図



②見直し価格

- 「1. 全部見直し制度」の「②見直し価格」と同様の取り扱いとなります。ただし、保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、見直し価格からそれらの元利金は差し引きません。

③見直し価格を充当する方法

- 「1. 全部見直し制度」の「③見直し価格を充当する方法」と同様の取り扱いとなります。

④見直し後契約の保険料

- 「1. 全部見直し制度」の「④見直し後契約の保険料」と同様の取り扱いとなります。

約款参照

①一部見直し制度

保障見直し特約(2018)



- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、**告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期前の発病などの場合には給付金が支払われないことがあります。**
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 特約のみを見直し部分として見直す場合、見直し価格は契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。^①
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。
- 一部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、一部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前の見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。

① 2024 年 1 月時点の取り扱いです。

3. 家族内承継制度^①

①しくみ

- 現在のご契約(承継前契約といいます)の全部または一部の責任準備金など(承継価格といいます)を、被保険者をご家族とする新しいご契約(承継後契約といいます)の保険料の一部に充当する方法です。^②また、承継後契約の保険料の一部に充当される承継価格を充当価格といいます。
- この制度をご利用いただく場合、告知が必要です。新しい被保険者の健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 承継後契約の保険料は、この制度の利用時の新しい被保険者の契約年齢および保険料率により計算します。
- 承継前契約の全部を承継後契約に充当する場合、承継前契約は承継後契約の責任開始期に消滅します。
- この制度の利用には、つぎの条件をいずれも満たすことが必要です。

- 承継後契約の被保険者と承継前契約の被保険者が別の方で、かつ、それぞれ承継前契約の契約者本人またはそのご家族であること
- 承継後契約の契約者が承継前契約の契約者と同一であること

- この制度における「家族」とは、制度利用時において、つぎのいずれかの要件を満たす方をいいます。

- 承継前契約の契約者と同居または生計を一にしている配偶者または2親等内の親族
- 承継前契約の契約者と別居し、かつ、生計を異にしている子

- 承継前契約の一部を承継する場合、つぎのとおり取り扱います。

- 保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金の完済後に取り扱います。
- 承継前契約のうちの残存させる部分の保険金額などを、あらかじめご指定いただきます。
- 承継前契約の積立配当金・すえ置金は、承継前契約に残存します。
- 承継前契約の一部は承継後契約の責任開始期に消滅します。

約款参照

①家族内承継制度

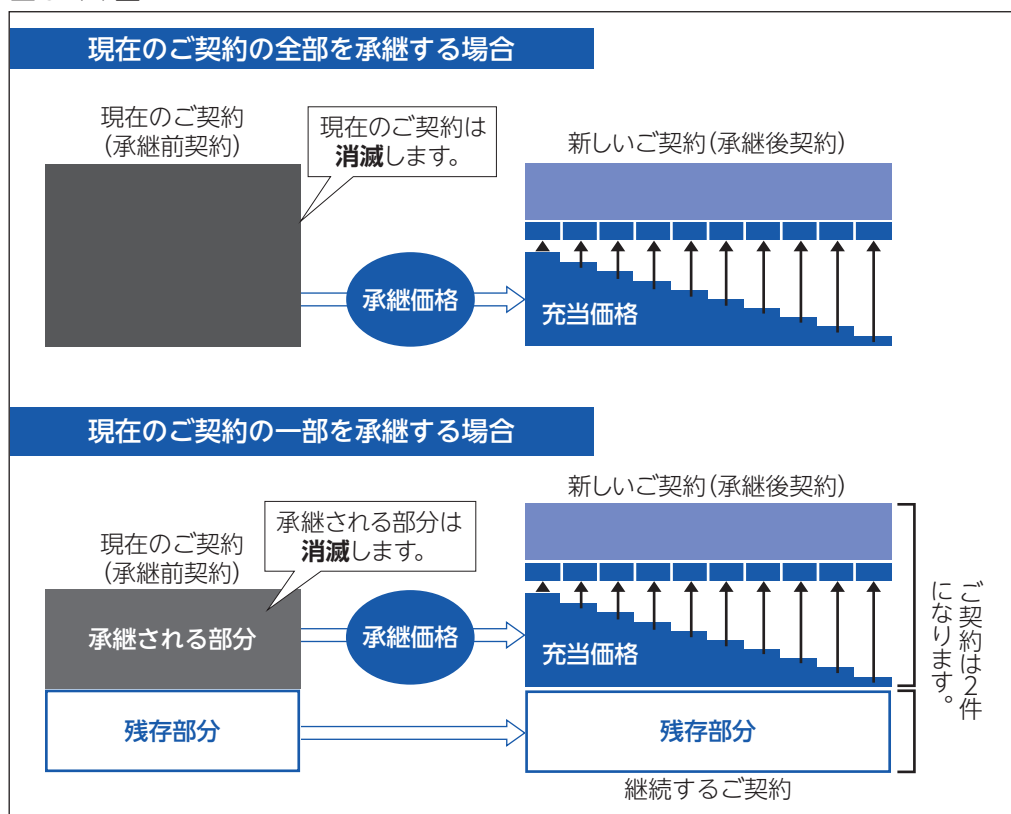
家族内保障承継特約
(2018)

- ②・承継前契約の契約者が法人の場合には、この制度をご利用いただけません。

・承継前契約の全部を承継する場合で、承継前契約に配当金・すえ置金があるときは、承継後契約の保険料の一部に充当されますので、引き出すことはできなくなります。

・承継前契約の全部(または一部)は消滅し、充当価格が承継後契約に充当されますので、契約者への返還金はありません。

■しくみ図



②承継価格

- 「1. 全部見直し制度」の「②見直し価格」と同様の取り扱いとなります。ただし、承継前契約の一部を承継する場合で、保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、承継価格からそれらの元利金は差し引きません。

③承継価格を充当する方法

- 「1. 全部見直し制度」の「③見直し価格を充当する方法」と同様の取り扱いとなります。

④承継後契約の保険料

- 「1. 全部見直し制度」の「④見直し後契約の保険料」と同様の取り扱いとなります。



ご注意

- この制度の利用により、**承継前契約の全部(または一部)が消滅します**。承継前契約の被保険者の保障が確保されているかを確認のうえご利用ください。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- この制度を利用する場合、承継価格は契約者(保険料負担者)の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。^①
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、承継価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に承継価格は少なくなります。また、同月分の承継前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。

① 2024年1月時点の取り扱いです。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約(特約)について解約・減額などをされるときは、一般的に、つぎのような場合、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々の加入生命保険会社・契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約の引き受けができない場合があります(保険種類によっては告知義務がない場合があります)。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金などが支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、解約・減額されたご契約を元に戻すことはできません。

7 告知義務

契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。

1. 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴・現在の健康状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2. 告知の方法

- 被保険者（または契約者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- 告知受領権は生命保険会社が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことが告知となります。生命保険募集人（当社の社員や募集代理店の担当者）にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 告知内容が事実と異なる場合のご契約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、給付金のお支払いができないことがあります。ただし、当社がご契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約を解除することができません。

<告知義務違反に関する具体例>

過去2年以内に糖尿病により入院したことがあるにもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合には、たとえ糖尿病により総合入院給付金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。^①
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約を解除することができます。
- ご契約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただきます。
- ご契約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、給付金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

① 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金をお支払いできない場合も同様の取り扱いとなります。



ご注意

- ご契約の申し込み後または給付金の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知に関する照会先

生命保険加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」について不明な点がある場合
- お身体の状態について告知するべきか判断に迷われる場合
なお、生命保険募集人(当社の医師以外の社員や募集代理店の担当者)は、告知内容についてご相談を受けることはできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続または契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871 <通話料無料>

受付時間 月～金曜日 9:00-18:00

土曜日 9:00-17:00

(祝日・年末年始を除く)

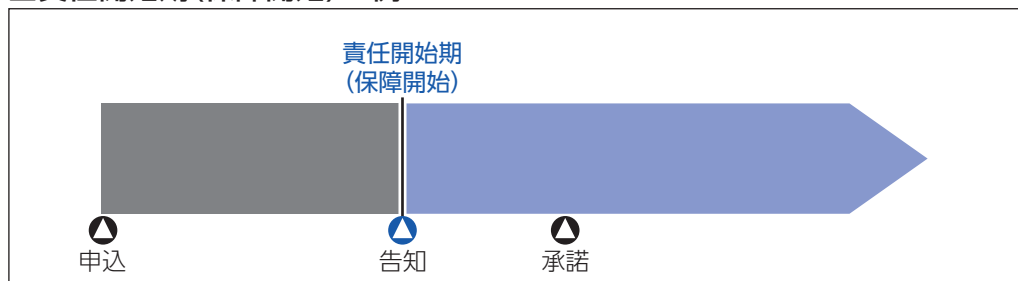
* プライバシー保護のため、お問い合わせは必ず被保険者ご本人さまからお願いいたします。

* 告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

8 ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約を引き受けることを承諾した場合には、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時からご契約上の保障が開始されます。

■責任開始期(保障開始)の例



- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など**^①で、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただけないときは、当社は申し込みを承諾しません。
- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^②
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①団体を通じての払い込みの場合など

- ・ 団体を通じての払い込み
- ・ 送金による払い込み
- ・ 保険料の一括払
- ・ 保険料の前納をいいます。

- ②電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

Ⅱ．保障内容

1 入院一時金保険(限定告知型) (無解約返還金)(2021)

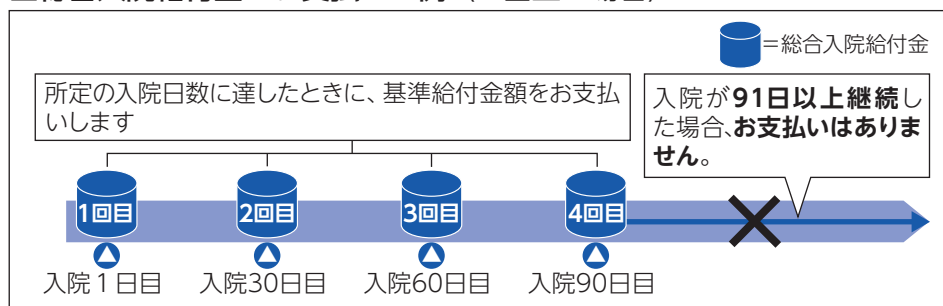
1.しくみ

- この保険は、健康に不安のある方でも、簡単な告知によりご加入いただけるように設計された保険です。このため、当社の他の医療保険に比べて、保険料が割り増しされています。
- この保険は、被保険者が疾病または傷害により入院されたとき、特定自然災害により死亡されたときに給付金をお支払いします。
- 保険期間は終身とし、保険料払込期間をご契約時から一定期間とする「有期払」とご契約時から終身とする「終身払」があります。保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定です。
- ご契約時に選択できる総合入院給付金の支払限度の型はつぎのとおりです。^①

総合入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての 総合入院給付金を支払う回数の限度	通算限度
1回型	入院日数が1日に達したときに総合入院給付金を1回	100回
2回型	入院日数が1日、30日に達したとき、各日数に達するごとに総合入院給付金を1回	
4回型	入院日数が1日、30日、60日、90日に達したとき、各日数に達するごとに総合入院給付金を1回	

①ご契約後に総合入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

■総合入院給付金のお支払いの例〈4回型の場合〉





ご注意

- 健康状態の詳細な告知をすること等により、保険料の割り増しがない当社の他の医療保険に加入できる場合があります。
- この保険には、死亡保障はありません。ただし、特定自然災害により死亡された場合は特定自然災害死亡給付金をお支払いします。
- 被保険者が死亡された場合、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人にお支払いします。なお、特定自然災害死亡給付金の支払事由に該当した場合、死亡返還金とあわせて特定自然災害死亡給付金をお支払いします。
- 解約返還金はつぎのとおりです。

保険料払込期間	解約返還金
保険料払込期間中	なし
保険料払込期間満了後	基準給付金額の50%

2.お支払いする場合

①入院されたとき

お支払い する給付金	お支払いする場合	支払額	支払 限度	受取人
総合入院 給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的として入院^①し、1回の入院につき入院日数がつぎの各日数に達したとき (1)総合入院給付金の支払限度の型が「1回型」の場合 1日 (2)総合入院給付金の支払限度の型が「2回型」の場合 1日、30日 (3)総合入院給付金の支払限度の型が「4回型」の場合 1日、30日、60日、90日 ただし、睡眠時無呼吸^②による入院^③をされた場合、その入院の日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、お支払いしません。	1回の入院日数に応じて、入院日数が所定の日数に達するごとに、つぎの金額 ●入院日数が6日以上 のとき 基準給付金額 ●入院日数が5日以内 のとき 基準給付金額の50%	1回の入院について1回、2回または4回、 ^④ 通算100回	^⑤ 被保険者

①入院については、「補足総合入院給付金のお支払いの補足」をご参照ください。

約款参照

②睡眠時無呼吸

入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021) 給付約款「備考5. 睡眠時無呼吸」

③睡眠時無呼吸の診断または検査のための入院を含みます。

④総合入院給付金の支払額が基準給付金額の50%となる場合でも、支払回数は1回として通算します。

・通算100回に達したときは、保険契約は消滅したものとします。なお、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を受取人にお支払いします。

⑤契約者が法人で、かつ、死亡時支払金受取人が契約者である場合には、契約者となります。



ご注意

- **総合入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、それらの入院の原因にかかわらず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。**ただし、総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日から60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。^①
- 責任開始期前に発病していた疾病により入院された場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと等により、はじめてその入院が必要であると医師によって指示されたときは、総合入院給付金をお支払いします。ただし、**責任開始期前にその入院が必要であると医師によって指示されていた場合や、責任開始期前に発生した傷害により入院された場合はお支払いしません。**^②



総合入院給付金のお支払いの補足

- 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を含みます)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、**病院または診療所^③**(患者を入院させるための施設を有する診療所に限りまゝ)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 入院に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。
- 入院の日数が1日となる入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- つぎの入院は支払対象となる入院には該当しません。
 - 美容上の処置のための入院
 - 正常分娩のための入院 (**異常分娩^④**のための入院は支払対象となる入院に該当します)
 - 疾病を直接の原因としない不妊手術のための入院
 - 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 など

①「支払対象となる入院を複数回された場合など」をご参照ください。

②「責任開始期前に発病した疾病により入院された場合」をご参照ください。

約款参照

③病院または診療所
約款別表「別表19 病院または診療所」

約款参照

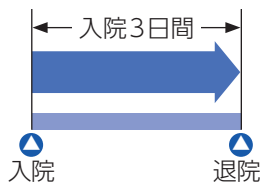
④異常分娩
入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021) 給付約款「備考6. 異常分娩」

総合入院給付金の支払額

〈基準給付金額30万円の場合、1回型・2回型・4回型共通〉

ケース1

3日間入院された場合

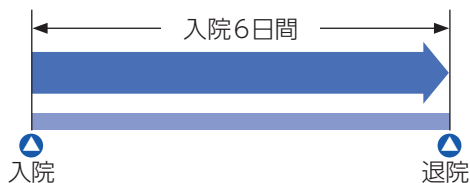


入院日数が**5日以内**

基準給付金額の50%である15万円をお支払いします。

ケース2

6日間入院された場合



入院日数が**6日以上**

基準給付金額である30万円をお支払いします。

ケース3

3日間入院後、退院日の翌日から60日以内に、3日間入院された場合



入院①と入院②について、あわせて1回の入院とみなし、日数を合算します。^①
入院①(3日)+入院②(3日)=6日
入院日数が**6日以上**

基準給付金額である30万円をお支払いします。

①「支払対象となる入院を複数回された場合など」をご参照ください。

支払対象となる入院を複数回された場合など

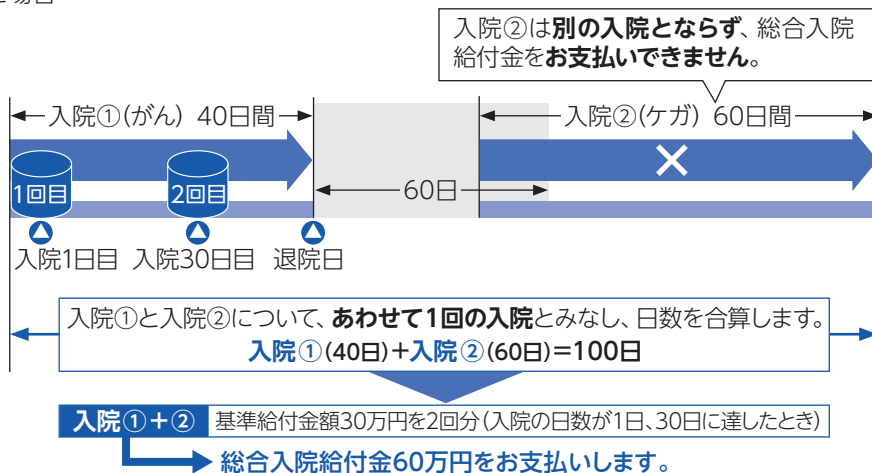
- 入院①を2回以上された場合で1回の入院とみなされるとき、または疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合などで継続した入院とみなされるときについては、各入院について入院日数を合算して総合入院給付金をお支払いします。

■入院を2回以上された場合の例〈基準給付金額30万円、2回型の場合〉

ケース 1

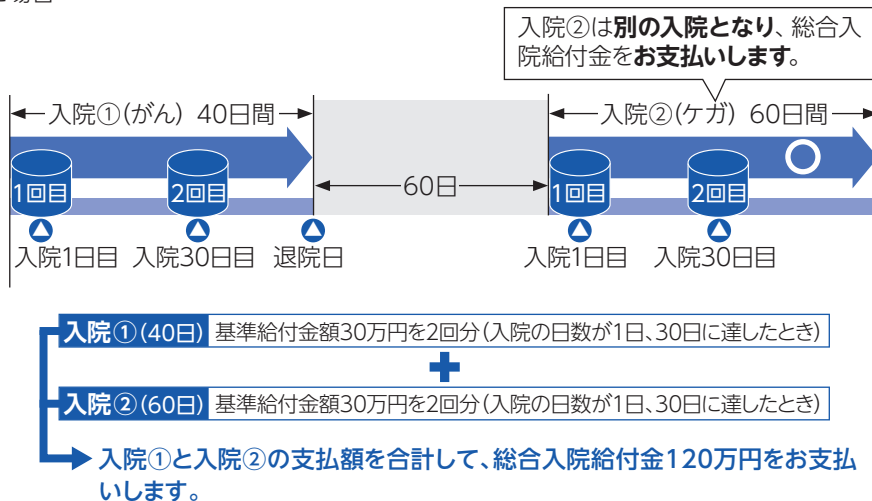
 = 総合入院給付金

がんにより40日間入院後、退院日の翌日から60日以内に、ケガで60日間入院された場合



ケース 2

がんにより40日間入院後、退院日の翌日から60日経過後に、ケガで60日間入院された場合

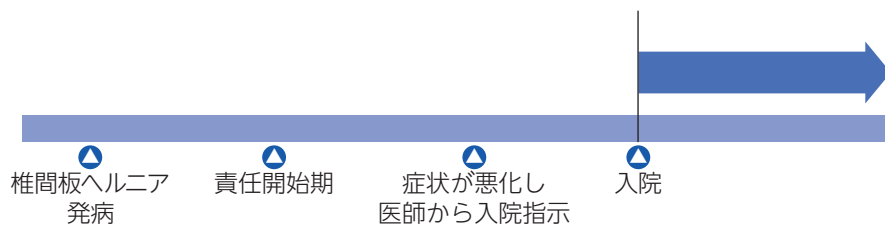


①睡眠時無呼吸による入院のうち、入院日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった入院を2回以上された場合でも、各入院は支払対象となる入院に該当しないため、各入院日数は合算せず、総合入院給付金をお支払いしません。

責任開始期前に発病した疾病により入院された場合

ケース 1

責任開始期前に発病した椎間板ヘルニアが、責任開始期以後に悪化し、医師から入院を指示された場合



総合入院給付金をお支払いします。

ケース 2

責任開始期前に医師から入院を指示されていた場合



総合入院給付金をお支払いしません。

②特定自然災害^①により死亡されたとき

お支払い する給付金	お支払いする場合	支払額	支払 限度	受取人
特定自然 災害死亡 給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した特定自然災害により、その特定自然災害の発生した日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき	基準給付金額	—	死亡給付金受取人



約款参照

①特定自然災害

約款別表「別表41 特定自然災害」



ご注意

- 法令などの改正が、特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料および給付金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。



補足

特定自然災害死亡給付金のお支払いの補足

- 支払対象となる特定自然災害はつぎのいずれにも該当する災害をいいます。なお、災害救助法が適用された場合でも、自然現象によらない大規模な火事またはその他の事故による災害は含まれません。

- 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波またはその他異常な自然現象による災害であること。
- 災害救助法が適用された被災地域におけるその災害救助法が適用される要因となった異常な自然現象による災害であること。

- つぎの場合は、特定自然災害死亡給付金の支払対象となりません。

- 災害救助法が適用されていない集中豪雨により、車の運転中にスリップ事故を起こし、その際の受傷が原因で死亡（特定自然災害による死亡ではないため対象外）
- 災害救助法が適用されていない地震により、ブロック塀が倒壊し、その倒壊に巻き込まれた際の受傷が原因で死亡（特定自然災害による死亡ではないため対象外）

など

Ⅲ．給付金などのお支払い

1 給付金などの請求方法

給付金の支払事由に該当された場合、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- どのような場合に給付金が支払われるのかについては、「Ⅱ．保障内容」をご覧ください。なお、日本国外で入院をされた場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき給付金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- 給付金などの請求には時効があります。給付金、解約返還金、死亡返還金などの請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。
- 請求手続きについては、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

■ 給付金などの支払時期

給付金などは**請求書類が当社に到着した日^①**の翌日からその日を含めて**5営業日^②**以内にお支払いします。ただし、給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、つぎのとおりとします。

給付金をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
①給付金をお支払いするための確認が必要な場合	● 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ● 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ● 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内 ^③
②上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	● 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 ● 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内 ^③

①請求書類が当社に到着した日

完備された請求書類が当社に到着した日をいい、営業日でない場合は翌営業日となります。

②営業日

以下の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

③契約者、被保険者または給付金の受取人などが、正当な理由がなく確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

■被保険者が死亡された場合

- 被保険者が死亡されたときは、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。
- この保険には死亡保障はありません。なお、被保険者が死亡された場合で解約返還金があるときは、当社は、解約返還金と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人にお支払いします。^①
- 重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて特定自然災害死亡給付金・死亡返還金をお支払いする場合があります。



ご注意

- 給付金の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約の請求内容などについて確認させていただく場合があります。

①・死亡返還金の支払時期については、給付金などの支払時期と同様の取り扱いとします。

・特定自然災害により死亡された場合は特定自然災害死亡給付金をお支払いします。

2 給付金などをお支払いできない場合

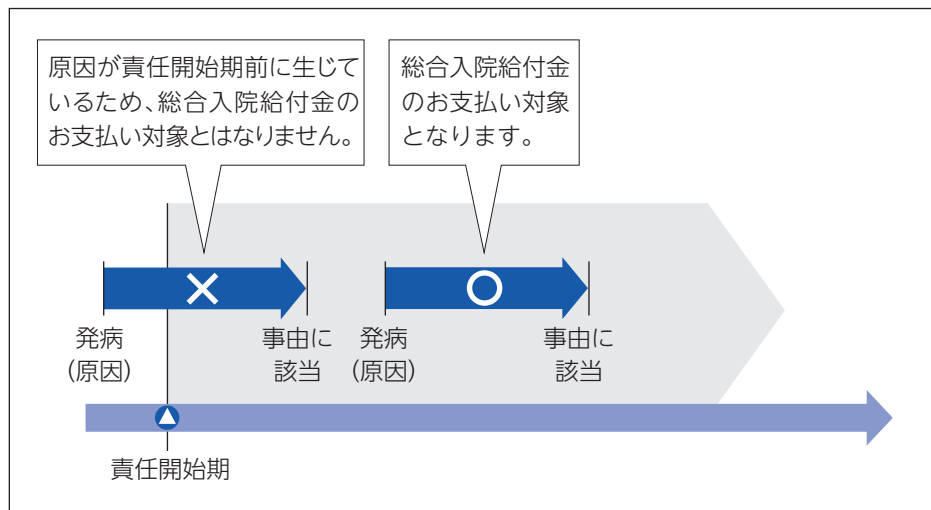
給付金などをお支払いできない場合があります。給付金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1. 支払事由に該当しない場合の例（責任開始期前の疾病・傷害を原因とする場合）

- 給付金のお支払いについては、その要件を「**支払事由**^①」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、給付金のお支払いはできません。
- 総合入院給付金のお支払いは、その原因となる疾病または傷害がご契約の**責任開始期**^②（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます）以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期前にすでに発病していた疾病（*）または発生していた傷害を原因とする場合には、総合入院給付金のお支払いはできません。

（*）「責任開始期前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます）について、責任開始期前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



- 責任開始期前に発病していた疾病により入院した場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと等により、はじめてその入院が必要であると医師によって指示されたときは、その入院を責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とした入院とみなし、総合入院給付金をお支払いします。^③
- 疾病や傷害が責任開始期前に生じている場合でも、つぎの場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなします。

- 責任開始期前に発病していた疾病を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したとき
- 責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因として、責任開始期の属する日から2年を経過した後に入院を開始されたとき

①支払事由

「Ⅱ. 保障内容」をご参照ください。

②責任開始期

「1. ご契約に際して ⑧ ご契約の成立と保障の責任開始期」をご参照ください。

③ 「Ⅱ. 保障内容」をご参照ください。

2. 免責事由に該当する場合

- 支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、給付金のお支払いはできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

給付金	免責事由
総合入院給付金	● 契約者または被保険者の故意または重大な過失 ● 被保険者の犯罪行為 ● 被保険者の精神障害を原因とする事故 ● 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ● 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ● 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ● 被保険者の薬物依存^①
特定自然災害死亡給付金	● 被保険者の故意または重大な過失 ● 契約者または死亡給付金受取人の故意^②

約款参照

①薬物依存

入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款「備考4. 薬物依存」

- ②一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

③告知

告知義務違反

「I. ご契約に際して」^⑦告知義務」をご参照ください。

3. 告知義務違反による解除の場合

- ご契約の締結または復活に際して、故意または重大な過失によって事実を**告知**^③しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、**告知義務違反**^④によりご契約が解除された場合は、給付金のお支払いはできません。すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただきます。ただし、給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金をお支払いします。

4. 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、給付金の支払事由が生じていたときは、給付金のお支払いはできません。すでにその支払事由により給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただきます。
- 契約者または死亡給付金受取人・死亡時支払金受取人が特定自然災害死亡給付金・死亡返還金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- 契約者、被保険者または給付金の受取人がこのご契約の総合入院給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- このご契約の給付金・死亡返還金の請求に関してその給付金の受取人・死亡時支払金受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
- 他のご契約との重複により給付金額など(死亡保険金・死亡給付金の額を除きます)の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等^①
- 他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社の契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
- 当社の契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

①この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の給付金などの受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき給付金などをお支払いしません。

5. 詐欺による取消の場合

- ご契約の締結または復活に際して、契約者、被保険者または給付金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約が取消となった場合は、給付金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の給付金の請求の状況などから、契約者が給付金などを不法に取得する目的または第三者に給付金などを不法に取得させる目的でご契約の締結または復活をされたものと認められるために、ご契約が無効となった場合は、給付金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7. 総合入院給付金を削減してお支払いする場合

- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって総合入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、主契約の保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、総合入院給付金を削減してお支払いすること、または総合入院給付金をお支払いしないことがあります。

8. 死亡返還金をお支払いできない場合

- 契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、死亡返還金その他の返還金の払い戻しはありません。
- 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、つぎのとおりとします。

- 死亡返還金のお支払いはできません。
- 一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

Ⅳ . 保険料について

1 保険料の払い込み

1. 保険料の払込方法(経路)

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

①口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください。^①
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しません。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

②クレジットカードによる払い込み

- 当社指定のクレジットカードにより、保険料をお払い込みいただきます。この場合、クレジットカードの名義は契約者に限ります。
- 当社が定めた決済日を保険料の払い込みがあった日とします。^②
- 決済された保険料については領収証を発行しません。
- 当社が定めた決済日に保険料の決済ができなかった場合でも、通知でお知らせのうえ、月払契約においては翌月の決済日に前月と当月の2か月分の保険料の決済を、年一括払・半年一括払契約においては翌月の決済日に再度決済を行うことがあります。

③団体を通じての払い込み

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々の契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、団体を通じての払込方法の取り扱いができなくなる場合があります。

④送金による払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。

^①同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません。

^②同一のクレジットカードにより、複数の保険料または他の料金等の払い込みを行う場合には、払込順序の指定はできません。



- 払込方法(経路)の変更により、保険料が変更されることがあります。
- ご契約者が法人の場合、クレジットカードによる払い込みはできません。
- 払込方法(経路)の変更を希望される場合または勤務先団体からの脱退などの場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません(当社の募集代理店も同様です)。

2. 保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更を希望される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

3. 保険料期間

保険料は契約日または毎回の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間といいます)に充当されます。なお、保険料の払込方法(回数)に応じて保険料期間はつぎのとおりです。^①

- 月払……………月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

4. 保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料の払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、基準給付金額の減額、特定自然災害死亡給付金のお支払いなどにより、保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を、契約者にお支払いします。なお、特定自然災害死亡給付金をお支払いするときは死亡給付金受取人に、また、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡されたとき^②は死亡時支払金受取人に、保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。
- 基準給付金額の減額などにより保険料の一部の払い込みを要しなくなった場合は、その払い込みを要しなくなった部分に限ります。

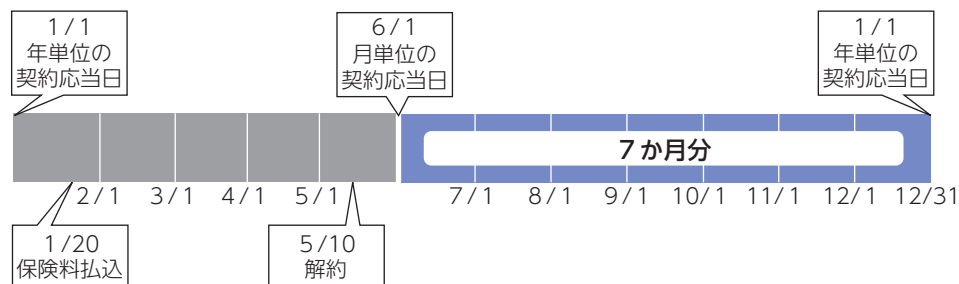
^①第1回保険料の保険料期間については、それぞれの契約日から次の契約応当日の前日までとなります。

^②契約者または死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。

■年一括払の例

〈年単位の契約応当日：1/1、年一括払保険料の払い込み：1/20、
ご契約の解約：5/10の場合〉

- 保険料の払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5/10であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6/1となります。
したがって6/1から12/31までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



ご注意

- 保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

2 保険料をまとめて払い込む方法

余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、月々の保険料負担を軽減することができます。保険料をまとめて払い込む場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。^①

1. 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、当月分以後の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、特定自然災害死亡給付金をお支払いするときは死亡給付金受取人に、また、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡されたとき^②は死亡時支払金受取人に、一括払された保険料の残額を払い戻します。



ご注意

- 一括払された保険料の残額について、申出による払い戻しはできません。

2. 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払い込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料の払い込みに順次あてられます。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、特定自然災害死亡給付金をお支払いするときは死亡給付金受取人に、また、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡されたとき^②は死亡時支払金受取人に、保険料前納金の残額を払い戻します。
- 月払・半年一括払のご契約は、払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納の取り扱いをします。



ご注意

- 保険料前納金の残額について、申出による払い戻しはできません。

① 2024年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。

② 契約者または死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。

3 払込期月・猶予期間とご契約の効力

保険料は所定の払込期月内にお支払いください。払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内に保険料をお支払いいただけない場合、ご契約は無効または失効となります。

- 保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

- 払込期月
 - 第1回保険料……責任開始の日からその翌々月末日まで
 - 第2回以後の保険料……月単位の契約応当日の月の初日から末日まで^①
- 猶予期間
 - 第1回および第2回以後の保険料……払込期月の翌月初日から末日まで^②

■ 月払(口座振替による払い込み)の例

第1回保険料の場合

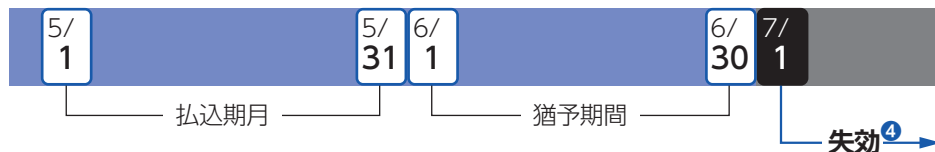
責任開始日 契約日



猶予期間の満了日(6/30)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(6/30)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(7/1)からご契約の効力を失います。

①年一括払・半年一括払については、年・半年単位の契約応当日の月の初日から末日までとなります。

②年一括払・半年一括払については、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までとなります。

③・猶予期間の満了日までに給付金の支払事由に該当され、当社が給付金のお支払いをした場合は、無効としません。

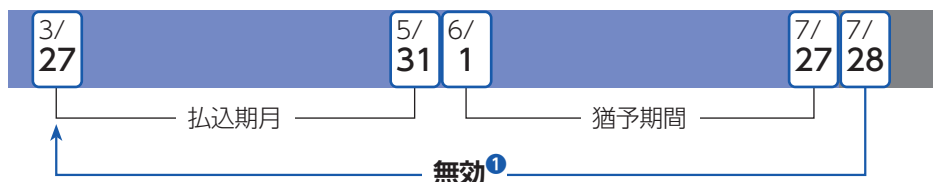
・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

④・猶予期間の満了日までに保険料の払い込みがない場合でも保険料の自動貸付が可能な場合があります。

■年一括払(口座振替による払い込み)の例

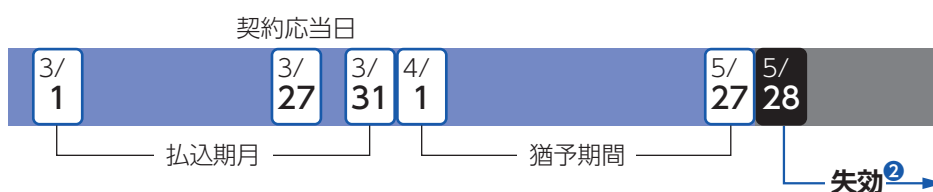
第1回保険料の場合

責任開始日(契約日)



猶予期間の満了日(7/27)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合



猶予期間の満了日(5/27)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(5/28)からご契約の効力を失います。

①・猶予期間の満了日までに給付金の支払事由に該当され、当社が給付金のお支払いをした場合は、無効としません。

・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

②・猶予期間の満了日までに保険料の払い込みがない場合でも保険料の自動貸付が可能な場合があります。

4 失効したご契約の復活

保険料の払い込みがなく失効したご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 必要な手続き

- あらかじめ**告知**^①をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。

2. 責任開始期

- 申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



ご注意

- 復活時の告知義務違反による解除、復活前の発病などがある場合には、給付金のお支払いができませんことがあります。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、給付金のお支払いができませんことがあります。

①告知

「1. ご契約に際して **告知義務**」をご参照ください。

- 立替利息の元金への繰り入れはつぎのとおりです。

- 月払の場合

立替利息は、半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の立て替えができなかった場合は、立て替えられた保険料に相当する額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。

<月払の例>

立替保険料(4月分～9月分)に対する立替利息は、次期の半年単位の契約応当日(10月1日)の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日の翌日(12月1日)に元金に繰り入れられます。

- 年一括払または半年一括払の場合

立替利息は次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。

- 立替利息は当社所定の利率^①により複利で計算します。なお、利率は年8%をこえることはありません。

- 新たに立て替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

- すでに立て替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。

7月見直しの場合は10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。

- 立替元利金は、全額返済のほか、一部をご返済いただくこともできます。
- ご契約の消滅や契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、立替元利金が差し引かれて精算されます。



ご注意

- 保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に立替利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに立替利息を元金に繰り入れます。
- 立替利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- **返済がない場合、立替元利金が増えて充当価格の残額から所定の金額を差し引いた額を上回り、失効することもあります**ので、計画的な返済をおすすめします。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません(当社の募集代理店も同様です)。

2. 基準給付金額の減額^②

- 基準給付金額を減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

① 当社ホームページをご覧ください。

②「V. ご契約後について」^③ 基準給付金額の減額」をご参照ください。

6 給付金のお支払いの際の保険料精算

給付金の支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 給付金をお支払いするとき

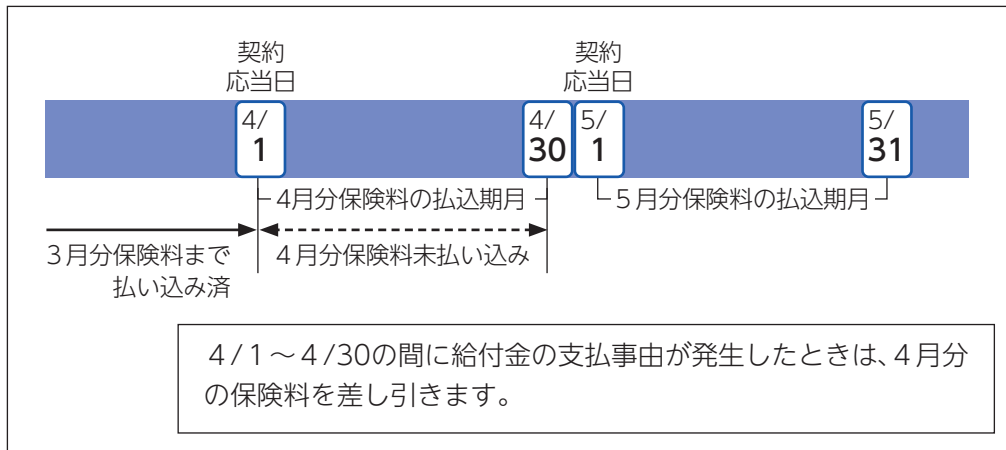
……………未払込保険料を給付金から差し引きます。

(給付金が未払込保険料より少ないときは、**猶予期間^①**内に未払込保険料をお払い込みいただきます)

① 猶予期間

「**③** 払込期月・猶予期間とご契約の効力」をご参照ください。

■ 月払の例



V . ご契約後について

1 手続き・請求を代理する制度

契約者または被保険者が手続きや給付金などの請求ができない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した代理人が契約者または被保険者に代わって手続きや給付金などの請求を行うことができます。

1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、基準給付金額の減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。
- 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができない場合などに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。
- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- 契約者が法人である場合には、この特約を付加することはできません。
- 契約者の変更、契約者・契約者代理人の死亡により、この特約は消滅します。^①
- 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人もしくは契約者から当社へ通知ください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
 - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することがあります。
 - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。^②

①この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

②その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き①を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。②

- 契約者の変更
- 死亡給付金受取人などの変更
- 契約者代理人の変更
- 契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
- 被保険者が受取人と定められた給付金などの請求③

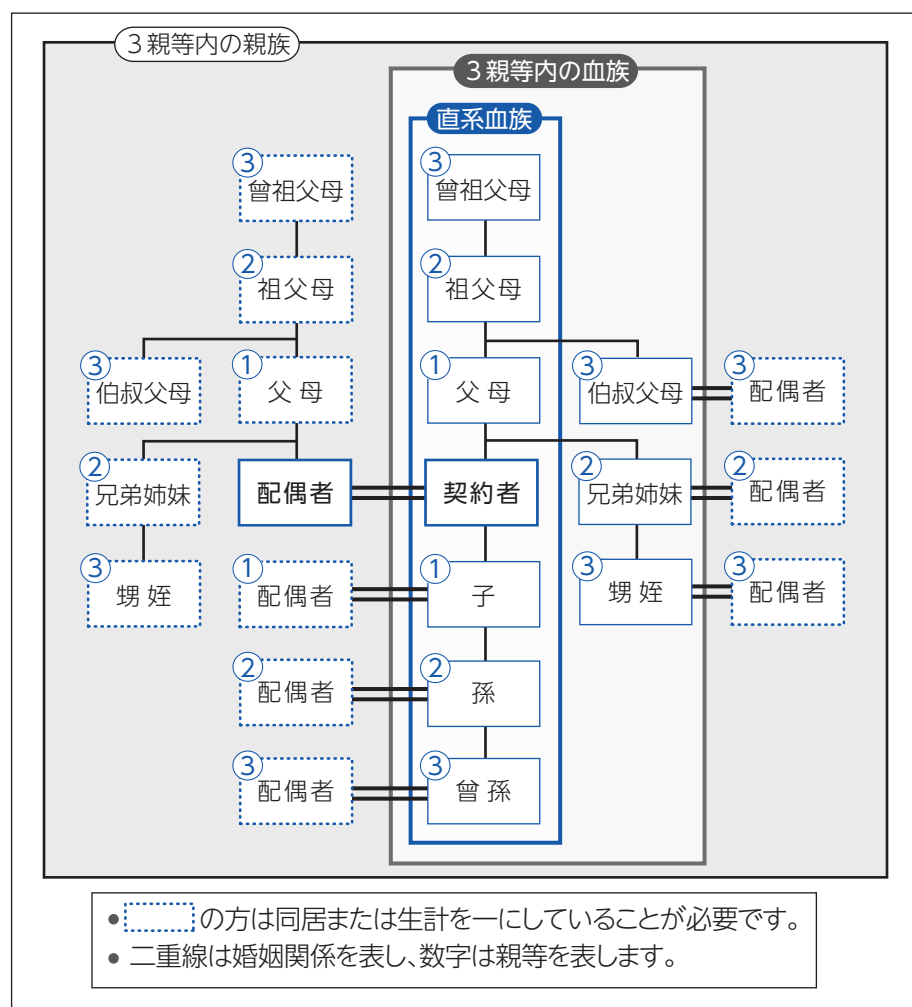
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続き時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4) (3) 以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6) (4) または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族



① 契約者と死亡給付金受取人が同一人である場合、死亡給付金受取人などが行うことができる手続きを含みます。

② 2024年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

③ 指定代理請求特約が付加されている場合、指定代理請求人から請求いただけます。



ご注意

- 故意に契約者を手続きができない状態に該当させた方は、契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。
- 契約者代理人の変更が行われた場合、変更前に代理可能な手続きがあっても、変更前の契約者代理人が手続きを代理することはできません。
- 契約者代理人に解約返還金などをお支払いした後、契約者から解約返還金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 契約者代理人に解約返還金などをお支払いした後、契約者からお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 契約者代理人から手続きをいただいた場合、当社が必要と認めたときは、契約者代理人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

2. 指定代理請求特約

- 指定代理請求人が、被保険者に代わって給付金などを請求することを可能とする特約です。
- 契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を付加し、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求することができます。

- 被保険者が、疾病または傷害により給付金などを請求する意思表示ができないとき
- 被保険者が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、給付金などを請求できないとき

- 指定代理請求人が給付金などを代理して請求することができるように、契約者から指定代理請求人に対して、代理して請求することができる給付金などについて、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- この特約はいつでも解約することができますが、特約を再度付加することはできません。
- 給付金などの受取人が法人である場合には、給付金などを代理して請求することはできません。

①代理して請求することができる給付金など

- 対象となる給付金などの種類はつぎのとおりです。

- 総合入院給付金
- 契約者配当金(被保険者と契約者が同一人である場合)

②代理することができる方

●代理することができる方は、つぎのとおりです。①

- 契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) (3) 以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4) または(5) と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- 上記に該当する方がいない場合には、死亡時支払金受取人②。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方



ご注意

- 故意に総合入院給付金の支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を給付金などの請求ができない状態に該当させた方は、指定代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求人または死亡時支払金受取人の変更が行われた場合、変更前に請求可能な給付金などがあっても、変更前の指定代理請求人または死亡時支払金受取人が給付金などを代理して請求することはできません。
- 給付金などの受取人の代理人(代理請求人といいます)に給付金などをお支払いした場合には、その後、給付金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 代理請求人に給付金などをお支払いした後、契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 代理請求人から給付金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

①「1. 保険契約者代理特約 ②代理することができる方 ■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族」の「契約者」を「被保険者」と読み替えてご参照ください。

②・該当する死亡時支払金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
・死亡時支払金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡時支払金受取人となった方を除きます。

2 解約と解約返還金

ご契約の解約はいつでもできます。なお、この保険には、保険料払込期間中の解約返還金はありません。

1. 解約の取り扱い

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



ご注意

- 現在加入のご契約を解約された場合は、新たにご契約の取り扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 解約後に新たにご契約に加入しようとしても、健康状態などによっては引き受けできない場合もあります。
- 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に**ご契約を有効に継続させる制度^①**があります。

2. 解約返還金^②

- 解約返還金はつぎのとおりです。

保険料払込期間	解約返還金
保険料払込期間中	なし
保険料払込期間満了後	基準給付金額の50%

3. 被保険者による契約者への解除の請求

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 契約者または給付金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として給付金の支払事由などを発生させた、または発生させようとした場合
- 給付金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 上記のほか、被保険者の契約者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

①ご契約を有効に継続させる制度

「Ⅳ. 保険料について」^⑤ 払い込みが困難なときの継続方法」をご参照ください。

- ②つぎの制度を利用後にご契約を解約された場合、充当価格からの返還金があれば、その金額を払い戻します。
 - ・全部見直し制度
 - ・一部見直し制度
 - ・家族内承継制度

4. 債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

- 差押債権者、破産管財人等（債権者等といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす給付金などの受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

3 基準給付金額の減額

ご契約後に所定の取扱範囲内で基準給付金額を減額することができます。なお、減額分は解約したものとして取り扱います。



ご注意

- 減額後に元のご契約に戻す（復旧する）取り扱いはできません。

4 契約者・死亡時支払金受取人などの変更

契約者、死亡時支払金受取人・死亡給付金受取人(死亡時支払金受取人などといいます)、契約者代理人、指定代理請求人はつぎの取り扱いで変更できます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

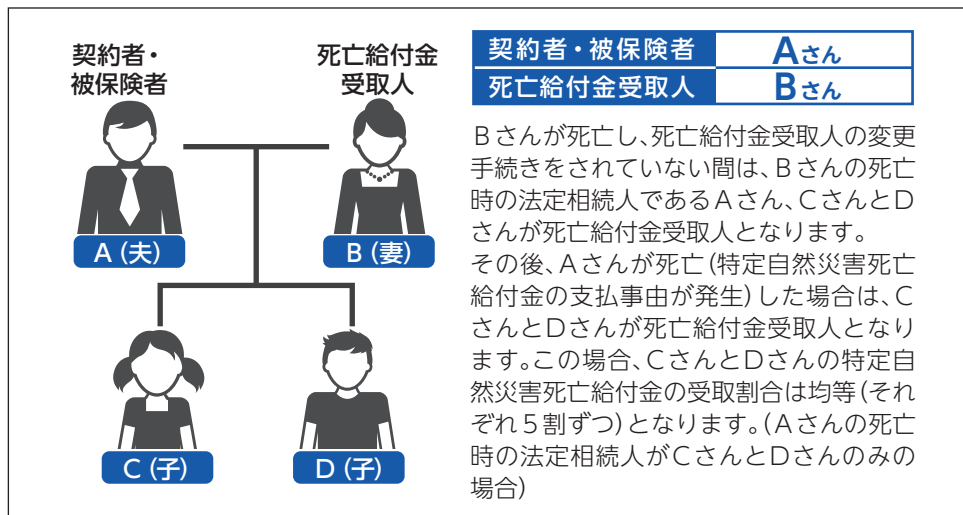
1. 契約者の変更

- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、契約者を変更することができます。
- 契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など)はすべて新たな契約者に引き継がれます。

2. 死亡時支払金受取人などの変更

- 契約者は、被保険者が死亡されるまでは、被保険者の同意を得て、死亡時支払金受取人などを変更することができます。死亡時支払金受取人などを変更される場合は、当社へ通知ください。
- 契約者は法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人などを変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人から当社へ通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 死亡時支払金受取人などが死亡されたときは、新しい死亡時支払金受取人などに変更する手続きが必要です。
- 被保険者が死亡される以前に死亡時支払金受取人などが死亡され、死亡時支払金受取人などの変更手続きをされていない間は、死亡時支払金受取人などの死亡時の法定相続人が死亡時支払金受取人などとなります。死亡時支払金受取人などとなった方が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

■ 死亡給付金受取人の変更をされる前に、被保険者が特定自然災害により死亡された場合の例



ご注意

- 当社が通知を受ける前に、変更前の死亡時支払金受取人などに特定自然災害死亡給付金などをお支払いしたときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人などから請求を受けても、当社は重複してはお支払いしません。
- 死亡時支払金受取人などの範囲や受取割合は、契約形態、親族構成、死亡された順序などにより決まります。詳しくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

3. 契約者代理人・指定代理請求人の変更

- 契約者代理人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、契約者代理人を変更することができます。
- 指定代理請求人が指定されている場合、契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 当社が定める契約者代理人または指定代理請求人の要件^①を満たさなくなった場合には、契約者代理人または指定代理請求人の変更を行っていただく必要があります。

①「^① 手続き・請求を代理する制度」をご参照ください。

4. 給付金などの税法上の取り扱い

- 給付金などの受け取りの際は、契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱い^②が異なります。契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分確認のうえご請求ください。

②「^② 給付金などの税法上の取り扱い」をご参照ください。

5 住所などの変更・改姓改名

転居などによって、当社に登録している住所などの情報を変更されるとき、また契約者・被保険者・死亡時支払金受取人・契約者代理人・指定代理請求人などが改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 住所変更の連絡がない場合、当社に登録している住所に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、契約者に到達したものとします。

6 契約者配当金

契約者配当金は毎年決算により積み立てた契約者配当準備金の中から割り当てられます。

- 契約者配当金は、当社所定の利率^③による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または契約者から請求があったときに、契約者にお支払いします。なお、特定自然災害死亡給付金をお支払いするときは死亡給付金受取人に、または死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡されたとき^④は死亡時支払金受取人に、契約者配当金をお支払いします。
- 加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。

③金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページをご覧ください。

④契約者または死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。



ご注意

- 毎年決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

7 生命保険料控除

契約者が個人の場合、当年中(1月から12月まで)の払込保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。^①

1. 所得控除の取り扱い

- 受取人すべてが、保険料の払い込みをする方またはその配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金(その年に新たに積み立てられた配当金を含みます)を差し引いたものです。^②
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社から送付します。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

2. 所得税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3. 住民税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円



ご注意

- 2012年1月1日より前に入会のご契約については取り扱いが異なります。
- 税務の取り扱いについては、**2024年1月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

① 2024年1月時点の取り扱いです。

② つぎの制度を利用された場合の充当価格の一部についても、控除の対象となります。
・ 全部見直し制度
・ 一部見直し制度
・ 家族内承継制度

8 給付金などの税法上の取り扱い

給付金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で異なります。^①

1. 疾病や傷害を原因として支払われる総合入院給付金の非課税扱い

- 疾病や傷害を原因として支払われる総合入院給付金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。

2. 特定自然災害死亡給付金などの受け取り時の課税取り扱い

- 契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり特定自然災害死亡給付金などに対する税金が異なります。

■特定自然災害死亡給付金・死亡返還金

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人	 夫	 夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人	夫	 妻	夫	所得税 (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	 妻	子	贈与税

3. 特定自然災害死亡給付金などの非課税扱い

- 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人・死亡時支払金受取人が被保険者の相続人の場合、特定自然災害死亡給付金などについて相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。^②



ご注意

- 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- 税務の取り扱いについては、**2024年1月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

①・2024年1月時点の取り扱いです。

・契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。

②ご契約が2件以上の場合は合算して適用します。

Ⅵ．会社・制度のご案内

1 当社の組織形態

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

2 個人情報の取り扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、**当社ホームページ** (<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

3 米国法「FATCA」

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報等の報告を行っております。なお、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。詳しくは、**当社ホームページ** (<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご確認ください。

4 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまの契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）の引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等の申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等を引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申し込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等の引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびに引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等の引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにご照会ください。
 - ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

■2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
 - ②死亡保険金額および災害死亡保険金額(*)
 - ③入院給付金の種類および日額
 - ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - ⑤取扱会社名
- (*)家族年金については、第1保険年度における保険金換算額となります。

■2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
 - ②普通死亡保険金の金額(*)
 - ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
 - ④災害死亡保険金の金額
 - ⑤がん給付金の一時金額
 - ⑥就業不能保障給付金の月額
 - ⑦先進医療保障給付の件数
 - ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - ⑨取扱会社名
- (*)家族年金については、第1保険年度における保険金換算額となります。

※2024年4月1日以降に復活、更新、増額または特約の中途付加、内容変更のお申し込みがあった場合、お申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。登録事項において、保険契約者、被保険者、(災害)死亡保険金、入院給付金、がん給付金の一時金額、先進医療保障給付の件数、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、(災害)死亡共済金、入院共済金、がん一時金額、先進医療保障の有無、団体と読み替えます。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ**(<https://www.seiho.or.jp/>)の「会員会社一覧」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、**当社ホームページ**(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/contract.html)をご確認ください。

5 支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)の請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにご照会ください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ**(<https://www.seiho.or.jp/>)の「会員会社一覧」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、**当社ホームページ**(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/satei.html)をご確認ください。

6 保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社（当社は会員として加入しています）が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

7 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

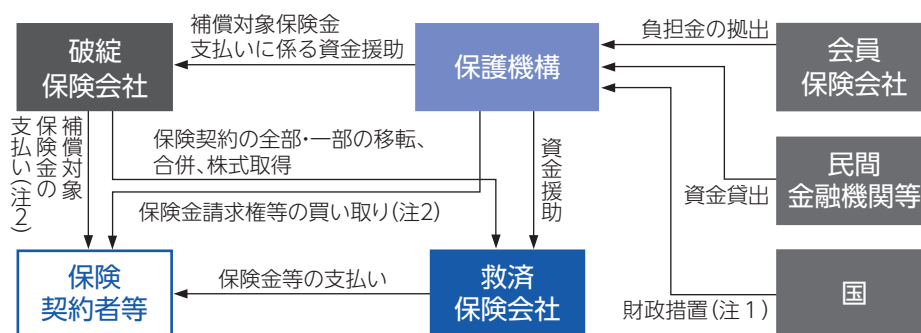
（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）をこえていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

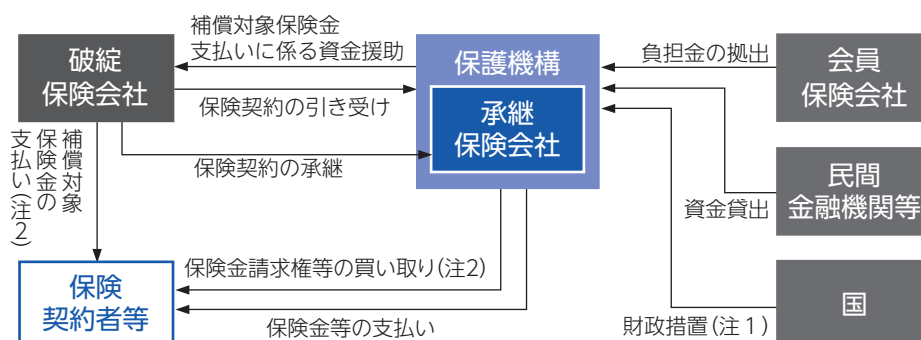
- (※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



ご注意

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて**2024年1月時点**の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＜生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先＞

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、
普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「契約取扱基本約款」の第5条の場合

第5条

第5条（保険料の払込方法（経路））

第1項

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第1号

(1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

第2号

(2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

第3号

(3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

第4号

(4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

第5号

(5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第2項

2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

第3項

3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

この約款の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 総則

第2条 総則

3. 当会社の責任開始期

第3条 当会社の責任開始期

4. 保険料の払込

第4条 保険料の払込

第5条 保険料の払込方法（経路）

第6条 年一括払保険料の前納

第7条 月払保険料の一括払

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第8条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

6. 保険料の自動貸付

第9条 保険料の自動貸付

第10条 保険料の自動貸付の取消

7. 保険契約の復活

第11条 保険契約の復活

8. 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第12条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

9. 保険契約の無効および取消

第13条 保険金等不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 保険契約を解除できない場合

第18条 重大事由による解除

11. 解約

第19条 解約

第20条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12. 契約内容の変更

第21条 保険金額等の減額

第22条 払済保険への変更

第23条 保険期間の変更

13. 契約者貸付

第24条 契約者貸付

14. 貸付金の返済

第25条 貸付金の返済

15. 保険契約者

第26条 保険契約者の代表者

第27条 保険契約者の変更等

第28条 保険契約者の住所の変更

16. 保険金の受取人等

第29条 保険金等の受取人の代表者

第30条 死亡保険金受取人等が死亡した場合の取扱

第31条 当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更

第32条 遺言による死亡保険金受取人等の変更

第33条 死亡時支払金受取人

17. 年齢の計算その他の取扱

第34条 年齢の計算

第35条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

18. 契約者配当金の割当および支払

第36条 契約者配当金の割当

第37条 契約者配当金の支払

19. 時効

第38条 時効

20. 保険契約の更新

第39条 保険契約の更新

21. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

22. 保険料の一部前払の特則

第41条 保険料の一部前払の特則

23. 保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第42条 保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

契約取扱基本約款

(2024年3月19日改正)

(この約款の趣旨)

この約款は、つぎの主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に共通して適用される事項を定めたものです。各主契約の普通保険約款は、この契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）および主契約ごとに給付内容等を定めた約款（以下「給付約款」といいます。）で構成され、各主契約には基本約款および給付約款があわせて適用されるものとします。

主契約	適用される給付約款
終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款
定期保険（無解約返還金）（2018）	定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
逓減定期保険（無解約返還金）（2018）	逓減定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
養老保険（2018）	養老保険（2018）給付約款
生存給付金付定期保険（2018）	生存給付金付定期保険（2018）給付約款
特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）	特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）	特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）	特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）	特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）	特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
介護年金保険（無解約返還金）（2018）	介護年金保険（無解約返還金）（2018）給付約款
総合医療保険（無解約返還金）（2018）	総合医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）	生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）給付約款
女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）	女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定損傷保険（無解約返還金）（2018）	特定損傷保険（無解約返還金）（2018）給付約款
先進医療保険（無解約返還金）（2018）	先進医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）	女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
認知症保険（無解約返還金）（2019）	認知症保険（無解約返還金）（2019）給付約款
就業不能保険（無解約返還金）（2019）	就業不能保険（無解約返還金）（2019）給付約款
総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）	総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款
入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）	入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款
「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022	「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022	3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022	介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022	3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022 給付約款
軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022	軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この基本約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

2. 総則

第2条（総則）

この基本約款は、主契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、給付約款とあわせて普通保険約款とします。

3. 当会社の責任開始期

第3条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

4. 保険料の払込

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第5条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金、年金または給付金（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022もしくは軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の死亡返還金または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額と同額の死亡返還金を含み、以下「保険金等」といいます。）を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅
 - (2) 保険金額、基本保険金額、年金額、入院給付金日額、給付金額、基準給付金額または給付金月額（以下「保険金額等」といいます。）の減額
 - (3) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
 - (4) 介護年金保険（無解約返還金）（2018）の第1回の介護年金の支払事由
 - (5) 「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由
 - (6) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金の支払事由
 - (7) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
 - (8) 保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、保険金等が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険金等を支払いません。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第8条に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が保険金額等の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取

扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。

8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者に支払います。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に支払います。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合または第13条（保険金等不法取得目的による無効）もしくは第14条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険金額等の減額
 - (3) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
 - (4) 介護年金保険（無解約返還金）（2018）の第1回の介護年金の支払事由
 - (5) 「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由
 - (6) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金の支払事由
 - (7) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
 - (8) 保険料払込の免除事由
9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第5条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限り、）
 - (5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期（保険契約が更新される場合には更新時を含みます。）以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に払い戻します。

第7条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで）
年一括払	

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当会社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。
3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回保険料の場合
保険契約を無効とします。ただし、第4条（保険料の払込）第4項および第5項ならびに本条第4項および第5項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに保険金等の支払事由が生じ保険金等を支払う場合、または保険料払込の免除事由が生じ保険料払込を免除する場合を除きます。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合
保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
4. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、保険金等が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険金等を支払いません。
5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の自動貸付

第9条（保険料の自動貸付）

1. 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、解約返還金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 本条の貸付は、貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返還金額（終身保険（2018）、養老保険（2018）、生存給付金付定期保険（2018）および保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」の3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）については、その保険料の払込があったものとして払込年月数により計算します。また、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）をこえない間、行われるものとします。
3. 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎのとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合
半年単位の契約応当日を基準とし、払い込むべき月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額。ただし、この期間全体についての貸付ができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額とします。
 - (2) 年一括払契約または半年一括払契約の場合
払い込むべき保険料に相当する額。ただし、年一括払契約の場合で、解約返還金額が年一括払保険料とその利息の合計額には満たないものの、半年一括払保険料とその利息の合計額を上回るときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、保険料の払込方法（回数）を半年一括払に変更したうえで、半年一括払保険料に相当する額を貸し付けます。
4. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
5. 本条の貸付金の利息は、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合
 - (ア) 当会社所定の利率（月8／12％以下で定めます。）で計算します。
 - (イ) 各回の保険料ごとに、それぞれの猶予期間の満了日の翌日を利息の起算日とします。
 - (ウ) 半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の貸付ができなかった場合は、貸し付けられた保険料相当額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。
 - (2) 年一括払契約または半年一括払契約の場合
 - (ア) 当会社所定の利率（年一括払契約においては年8％以下、半年一括払契約においては半年4％以下で定めます。）で計算します。
 - (イ) 各回の保険料ごとに、それぞれの猶予期間の満了日の翌日を利息の起算日とします。
 - (ウ) 次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
6. 第5項第1号の規定にかかわらず、月払契約の場合で、新たに保険料相当額の貸付が行われない場合の本条の貸付金の利息は、直前に利息を元金に繰り入れた日の半年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。ただし、その後、新たに本条による貸付が行われる場合は、本条の貸付金の利息は、その貸付が行われるときに元金に繰り入れます。
7. 本条の貸付金のある保険契約において、保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に貸付金の利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに貸付金の利息を元金に繰り入れます。

第10条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、当会社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

7. 保険契約の復活

第11条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第25条（貸付金の返済）第4項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

8. 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第12条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金等（満期保険金および生存給付金を除きます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金等の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その保険金等を請求してください。
3. 本条の規定により保険金等の請求を受けた場合、保険金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険金等の受取人の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限りま。）に払い込む方法により支払います。
4. 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付約款に定める支払事由発生の有無
 - (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第18条（重大事由による解除）第1項第5号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
 - (エ) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知しま

す。

8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

9. 保険契約の無効および取消

第13条（保険金等不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第14条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第15条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金等の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第16条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。また、すでに保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除した場合で、解約返還金があるときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第16条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金等の支払事由が生じたとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払が行われない場合を含みます。）を除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、家族年金受取人または死亡時支払金受取人が死亡保険金、死亡給付金、家族年金または死亡返還金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等（死亡保険金、死亡給付金、家族年金、満期保険金および生存給付金を除き、保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金等（満期保険金および生存給付金を除き、死亡返還金および保険料払込の免除を含みます。）

の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等（死亡保険金、死亡給付金および家族年金の額を除きます。）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 当会社の保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第6号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（第1項第5号の事由にのみ該当した場合で、第1項第5号の事由に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等。以下本条において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の死亡返還金について、第2項の規定を準用します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除した場合で、解約返還金があるときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の年金支払期間中に解除したときは家族年金の未支払分の現価。以下本条において同じ。）を保険契約者（家族年金の未支払分の現価を支払うときは家族年金受取人。以下本条において同じ。）に支払います。
6. 第5項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除し、保険金等（死亡返還金を含みます。以下本条において同じ。）の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し保険金等を支払わない場合で、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分の解約返還金があるときは、当会社は、その解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11. 解約

第19条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金があるときはこれを請求することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約の解約を取り扱いません。
 - (1) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (2) 主契約が介護年金保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (3) 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の家族年金の支払日以後であるとき
 - (4) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
 - (5) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

第20条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎのすべてを満たす保険金等の受取人（満期保険金受取人を除きます。以下本条において同じ。）または死亡時支払金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金（生存給付金を除きます。以下本項において同じ。）の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべき場合で、保険契約が消滅するときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金または給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金または給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金または給付金の受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、生存給付金の支払事由が生じ、当会社が生存給付金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を生存給付金の受取人に支払います。
6. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、被保険者が死亡し、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額があるときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡時支払金受取人に支払います。
7. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金、介護年金保険（無解約返還金）（2018）の第1回の介護年金、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払事由が生じ、当会社が第1回の年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の年金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払います。
8. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由が生じ、当会社が第1回の家族年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の家族年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額（第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額が、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額に満たないときは、家族年金の未支払分の現価とします。以下本項において同じ。）を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を家族年金受取人に支払います。

12. 契約内容の変更**第21条（保険金額等の減額）**

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険金額等を減額することができます。

2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、保険金額等の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の保険金額等が当会社所定の金額を下回るとき
 - (2) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (3) 主契約が介護年金保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (4) 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の家族年金の支払日以後であるとき
 - (5) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
 - (6) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (7) 保険料の払込が免除されたとき
3. 保険金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 保険金額等の減額をしたときは、減額分は解約したものと取り扱います。

第22条（払済保険への変更）

1. 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、それぞれの保険の払済保険に変更することができます。この場合、払済保険の保険金額は、解約返還金（保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）をもとに定めます。
 - (1) 終身保険（2018）
 - (2) 養老保険（2018）
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、払済保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済保険の保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
 - (2) 給付約款の規定にもとづき特別条件が付けられたとき。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済保険への変更を取り扱います。
 - (3) 保険料の払込が免除されたとき
3. 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 主契約が養老保険（2018）である場合、払済保険の保険期間は変更前の保険契約の残存保険期間と同一とします。
5. 払済保険に変更した後の保険金の支払については、それぞれの保険の給付約款に定めるところによります。

第23条（保険期間の変更）

1. 主契約が養老保険（2018）である場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更することができます。なお、保険期間を延長するときは、当会社の承諾を得ることを要します。
2. 第1項の規定にかかわらず、給付約款の規定にもとづき特別条件が付けられたときは、当会社は、保険期間の延長を取り扱いません。
3. 第1項の規定にかかわらず、保険料の払込が免除されたときは、当会社は、保険期間の変更を取り扱いません。
4. 保険期間を変更するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 保険期間を変更するときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の保険料を改めます。

13. 契約者貸付

第24条（契約者貸付）

1. 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、解約返還金額の所定の範囲内（保険料の自動貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
 - (1) 終身保険（2018）
 - (2) 養老保険（2018）
 - (3) 生存給付金付定期保険（2018）
 - (4) 3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。

14. 貸付金の返済

第25条（貸付金の返済）

1. 保険契約者は、いつでも第9条（保険料の自動貸付）および第24条（契約者貸付）の貸付金の元利金（以下「貸付元利金」といいます。）の全部または一部を返済することができます。
2. つぎのいずれかに該当する場合には、当会社は、支払うべき金額（第2回以後の年金を除き、給付金の支払限度に達したことにより第2号に該当する場合または主契約が就業不能保険（無解約返還金）（2019）で、就業不能給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の給付金支払期間中に保険期間が満了することにより第2号に該当する場合には給付金を含みます。また、第4号の場合は払済保険の保険金額を定める際の金額とします。）から貸付元利金を差し引きします。
 - (1) 保険金、年金、死亡給付金、生存給付金または死亡返還金が支払われるとき

- (2) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (3) 保険金額等が減額されたとき
 - (4) 払済保険に変更するとき
 - (5) 保険期間を変更するとき
 - (6) 契約年齢または性別の誤りを訂正するとき
 - (7) 保険料の払込が免除されたとき
3. 貸付元利金が生ずる返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
4. 当会社が第3項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

15. 保険契約者

第26条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第27条（保険契約者の変更等）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合、年金の受取人は、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
3. 主契約が介護年金保険（無解約返還金）（2018）である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と介護年金の受取人が異なる場合、介護年金の受取人は、第1回の介護年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の介護年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、介護年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の介護年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
4. 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、保険契約者と家族年金受取人が異なるときは、家族年金受取人は、第1回の家族年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と3大疾病年金の受取人が異なる場合、3大疾病年金の受取人は、第1回の3大疾病年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の3大疾病年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、3大疾病年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の3大疾病年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
6. 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合、年金の受取人は、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
7. 保険契約者の変更または第2項第3号、第3項第3号、第5項第3号もしくは第6項第3号の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第28条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 保険金の受取人等

第29条（保険金等の受取人の代表者）

1. 保険金等の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金等の受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金等の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

第30条（死亡保険金受取人等が死亡した場合の取扱）

1. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 第1項から第3項までの規定は、満期保険金受取人、死亡給付金受取人および家族年金受取人について準用します。

第31条（当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
5. 当会社への通知による満期保険金受取人、死亡給付金受取人または家族年金受取人の変更については、第1項から第4項までの規定を準用します。

第32条（遺言による死亡保険金受取人等の変更）

1. 第31条（当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
5. 遺言による満期保険金受取人、死亡給付金受取人または家族年金受取人の変更については、第1項から第4項までの規定を準用します。

第33条（死亡時支払金受取人）

1. 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意を得て、被保険者の死亡に伴う支払金がある場合にこれを受け取る者として、死亡時支払金受取人を指定するものとします。ただし、主契約が第9号および第10号の場合には、死亡給付金受取人と同一となる死亡時支払金受取人を指定することを要します。
 - (1) 総合医療保険（無解約返還金）(2018)
 - (2) 生活習慣病入院保険（無解約返還金）(2018)
 - (3) 女性特定疾病入院保険（無解約返還金）(2018)
 - (4) 特定損傷保険（無解約返還金）(2018)
 - (5) 先進医療保険（無解約返還金）(2018)
 - (6) 女性特定治療保険（無解約返還金）(2018)
 - (7) 認知症保険（無解約返還金）(2019)
 - (8) 就業不能保険（無解約返還金）(2019)
 - (9) 総合医療一時金保険（無解約返還金）(2021)
 - (10) 入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）(2021)
 - (11) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
 - (12) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022
 - (13) 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (14) 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (15) 3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）
2. 死亡時支払金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡時支払

金受取人を代理するものとします。

3. 第2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡時支払金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡時支払金受取人に対しても効力を生じます。
4. 被保険者の死亡以前に死亡時支払金受取人が死亡し、死亡時支払金受取人の変更が行われていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人とします。
5. 第4項の規定により死亡時支払金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人を死亡時支払金受取人とします。
6. 第4項および第5項の規定により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
7. 当会社への通知または遺言による死亡時支払金受取人の変更については、第31条（当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更）および第32条（遺言による死亡保険金受取人等の変更）の規定を準用します。

17. 年齢の計算その他の取扱

第34条（年齢の計算）

1. 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約または付加された特約を取り消すことができるものとし、その他のときは当会社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

18. 契約者配当金の割当および支払

第36条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。ただし、主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合を除きます。
 - (1) つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日または第39条（保険契約の更新）第1項に定める更新日のいずれかの日（以下「契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約。ただし、契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
2. 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日等が到来する保険契約。ただし、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金、介護年金保険（無解約返還金）（2018）の第1回の介護年金、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金（以下本条および第37条（契約者配当金の支払）において「第1回の年金」といいます。）の支払日前で、かつ、契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に、第1回の年金の支払日の年単位の応当日（以下本条および第37条において「年金支払日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、年金支払日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - (4) つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
3. 第1項および第2項のほか、契約日（保険契約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第37条（契約者配当金の支払）

1. 第36条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
 - (1) 第36条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する契約応当日等の前日の満了時に保険契約が有効である場合（保険料払込中の保険契約においては、その契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったとき

に保険契約者に支払います。ただし、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に支払います。

(2) 第36条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者（主契約が養老保険（2018）である場合は満期保険金受取人）に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。

2. 第36条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。

(1) 第36条第2項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する契約応当日等の前日の満了時に保険契約が有効である場合（保険料払込中の保険契約においては、その契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは第1回の年金の支払日前に保険契約者から請求があったときは保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金または第1回の年金を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に支払います。

(2) 第36条第2項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。

(3) 第36条第2項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年金支払日の前日の満了時に保険契約が有効である場合に限り、つぎの事業年度に到来する年金支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは年金の受取人から請求があったときに年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したとき（保険契約者が法人で、かつ、年金の受取人（家族年金受取人を除きます。以下本号において同じ。）が保険契約者である場合を除きます。）は年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払い、家族年金受取人が死亡したときは家族年金受取人の死亡時の法定相続人（死亡した家族年金受取人が家族年金の一部の受取人であるときは、死亡した家族年金受取人に支払うべき契約者配当金は、死亡した家族年金受取人の死亡時の法定相続人）に支払います。

(4) 第36条第2項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に年金の受取人に支払います。

3. 第36条第3項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

4. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第12条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

19. 時効

第38条（時効）

保険金等、解約返還金、死亡返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

20. 保険契約の更新

第39条（保険契約の更新）

1. 保険期間を年満期で定めた保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。なお、保険契約の更新を取り扱う保険種類はつぎのとおりです。

- (1) 定期保険（無解約返還金）（2018）
- (2) 逡減定期保険（無解約返還金）（2018）
- (3) 生存給付金付定期保険（2018）
- (4) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
- (5) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
- (6) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
- (7) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
- (8) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
- (9) 総合医療保険（無解約返還金）（2018）
- (10) 生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）
- (11) 女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）
- (12) 特定損傷保険（無解約返還金）（2018）
- (13) 先進医療保険（無解約返還金）（2018）
- (14) 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）
- (15) 認知症保険（無解約返還金）（2019）
- (16) 就業不能保険（無解約返還金）（2019）
- (17) 総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）
- (18) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
- (19) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022
- (20) 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022

- (21) 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
- (1) 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳であるとき。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。
- (ア) 主契約が定期保険（無解約返還金）（2018）、逓減定期保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合
- (イ) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）で、かつ、年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合
- (ウ) 主契約が特定損傷保険（無解約返還金）（2018）である場合
- (2) 第1号(ア)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した更新限度年齢であるとき
- (3) 第1号(イ)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した年金支払期間が満了となる年齢であるとき
- (4) 第1号(ウ)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が60歳であるとき
- (5) 主契約が逓減定期保険（無解約返還金）（2018）である場合で、更新後の保険契約の基本保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
- (6) 主契約が生存給付金付定期保険（2018）である場合で、つぎのいずれかに該当するとき
- (ア) 契約日から更新後の保険期間の満了日までの期間が30年をこえるとき
- (イ) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- (7) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
- (8) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
- (9) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
- (10) 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、つぎのいずれかに該当する場合には、保険契約は、当会社の定める取扱にもとづき、短期の保険期間に変更して更新します。
- (1) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。
- (ア) 主契約が定期保険（無解約返還金）（2018）、逓減定期保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合
- (イ) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）で、かつ、年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合
- (ウ) 主契約が特定損傷保険（無解約返還金）（2018）である場合
- (2) 第1号(ア)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した更新限度年齢をこえるとき
- (3) 第1号(イ)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した年金支払期間が満了となる年齢をこえるとき
- (4) 第1号(ウ)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が60歳をこえるとき
4. 更新後の保険契約の保険金額等は、更新前の保険契約の保険金額等と同額とします。ただし、主契約が逓減定期保険（無解約返還金）（2018）である場合、更新後の保険契約の基本保険金額は、更新前の保険契約の保険期間の満了日の保険金額と同額とします。
5. 主契約が逓減定期保険（無解約返還金）（2018）である場合で、つぎのいずれかに該当するときは、定期保険（無解約返還金）（2018）に変更して更新されるものとし、第3項および第9項から第11項までの規定を準用します。この場合、更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険期間の満了日の保険金額と同額とします。
- (1) 更新後の保険契約の保険期間が10年未満となるとき
- (2) 更新後の保険契約の基本保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
6. 更新後の保険契約の型、年金の種類、年金支払期間、入院給付金の支払限度の型および給付金の支払額における基準給付金額に対する割合は、更新前の保険契約の型、年金の種類、年金支払期間、入院給付金の支払限度の型および給付金の支払額における基準給付金額に対する割合と同一とします。
7. 第6項の規定にかかわらず、主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、つぎの変更を行ったうえで更新することができます。第3号の変更を行う場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、更新後の保険契約の年金支払期間とする年数を指定してください。
- (1) 年金支払期間とする年数の変更
- (2) 年金支払期間が満了となる年齢の変更
- (3) 年金支払期間が満了となる年齢を指定せず、年金支払期間とする年数を指定することとする変更
8. 第6項の規定にかかわらず、主契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）である場合で、保険契約者から申出があったときは、つぎの変更を行ったうえで更新することができます。

- (1) 更新前の保険契約の型が「B型」の場合で、更新後の保険契約の型を「A型」とする変更
- (2) 更新前の保険契約の型が「C型」の場合で、更新後の保険契約の型を「A型」とする変更
9. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込期月については、第4条（保険料の払込）第1項第2号の規定を準用します。
10. 更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約の効力は生じません。
11. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新日における主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および保険料率が適用されます。
 - (3) 保険金等の支払、給付金支払期間、保険料払込の免除、第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）、第11条（保険契約の復活）および第17条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとしします。
 - (4) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
12. 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約にかえて、当会社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

21. 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金等の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

22. 保険料の一部前払の特則

第41条（保険料の一部前払の特則）

1. 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、当会社の定める取扱にもとづき、保険料払込期間と同一の期間にわたって保険料の一部に充当する金額（以下「前払保険料」といいます。）を、あらかじめまとめて払い込むことができます。この場合には、前払保険料に充当する金額（以下「前払保険料充当金」といいます。）を払い込んでください。
2. 第4条（保険料の払込）第1項第1号の第1回保険料には、前払保険料充当金を含みます。
3. この特則を適用した保険契約の主約款および付加された特約（保険料払込免除特約（2018）は除きます。）の特約条項における保険料は、この特則を適用しなかった場合の保険料から前払保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、この特則を適用した保険契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。
4. この特則を適用した保険契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、前払保険料充当金の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約（2018）の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に払い戻します。
 - (ア) 保険金、死亡給付金または年金が支払われるとき
 - (イ) 保険契約が消滅したとき（第2号の場合を除きます。）
 - (ウ) 払済保険に変更するとき
 - (エ) 保険料の払込が免除されたとき
 - (2) つぎのいずれかに該当した場合には、前払保険料充当金（保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消したとき
 - (イ) 主契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に保険契約者からの申出により保険契約が解除されたとき
 - (ウ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が責任開始期に遡って消滅したとき
 - (3) つぎのいずれかに該当した場合には、当会社の定める方法により前払保険料を更正します。この場合、この特則を適用した保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により更正後の前払保険料を減額し、前払保険料の減額により支払うべき前払保険料充当金の残額（前払保険料の減額に対応す

る部分とします。)を保険契約者(保険金等を支払うときはその受取人)に払い戻します。

(ア) 保険料の払込方法(回数)を変更するとき

(イ) 保険期間を変更するとき

(ウ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するとき

(4) つぎのいずれかに該当した場合で、この特則を適用した保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により前払保険料を減額し、前払保険料の減額により支払うべき前払保険料充当金の残額(前払保険料の減額に対応する部分とします。)を保険契約者に払い戻します。

(ア) 保険料の払込方法(経路)を変更するとき

(イ) 保険契約の一部が解除または解約されたとき

(ウ) 付加された保険料払込免除特約(2018)のみが消滅したとき

(エ) パッケージ内契約を追加したとき

(5) 第25条(貸付金の返済)の規定を適用する場合には、第25条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。

5. この特則を適用した保険契約の更新の際に、保険契約者から、更新後の保険契約について保険料の一部前払を行う旨の申出がないときは、更新後の保険契約について、保険料の一部前払は行われないものとします。

6. この特則を適用した保険契約について、第9条(保険料の自動貸付)および第25条の規定を適用する場合には、第9条および第25条に定める解約返還金および解約返還金額には、前払保険料充当金の残額を加えて取り扱います。

7. 第4項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条(保険金等不法取得目的による無効)の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条(詐欺による取消)の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、前払保険料充当金の残額その他の返還金の払戻はありません。

8. この特則を適用した保険契約について、この特則を適用しない保険契約への変更はできません。

23. 保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)を付加した場合の特則

第42条(保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)を付加した場合の特則)

1. 保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)(以下「保障見直し特約(2018)等」といいます。)を付加した場合で、主約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。

2. 保障見直し特約(2018)等を付加した場合で、保障見直し特約(2018)等に定める見直し価格(解約返還金あり)、変更価格(解約返還金あり)または承継価格(解約返還金あり)からの充当価格(以下本項から第4項までにおいて「充当価格」といいます。)があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額(当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約(2018)の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき(保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。)は死亡時支払金受取人に払い戻します。

(ア) 保険金、死亡給付金または年金が支払われるとき

(イ) 被保険者が死亡したとき

(ウ) 保険料の払込が免除されたとき

(エ) 給付金の支払限度に到達したことにより保険契約が消滅するとき

(オ) 主契約が就業不能保険(無解約返還金)(2019)の場合で、就業不能給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の給付金支払期間中に保険期間が満了することにより、保険契約が消滅するとき

(2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額(以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。)を保険契約者に払い戻します。

(ア) 保険契約が効力を失ったとき

(イ) 保険契約が解除または解約されたとき(第3号(イ)の場合を除きます。)

(ウ) 払済保険に変更するとき

(エ) 主契約が認知症保険(無解約返還金)(2019)の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことまたは責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が将来に向かって消滅したとき

(3) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格(保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。)を保険契約者に払い戻します。

(ア) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消したとき

(イ) 主契約がつぎのいずれかの場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定されていた場合に保険契約者からの申出により保険契約が解除されたとき

(a) 特定状態定期保険(無解約返還金)(2018)

(b) 特定状態充実保障定期保険(無解約返還金)(2018)

- (c) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
- (d) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
- (e) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
- (f) 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）
- (g) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
- (h) 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
- (i) 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
- (j) 3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）
- (ウ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が責任開始期に遡って消滅したとき
- (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（保険金等を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 保険期間を変更するときは、充当価格の残額
 - (ウ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
 - (エ) 付加された保険料払込免除特約（2018）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（（ウ）の場合を除きます。）
 - (オ) 保険料払込免除特約条項（2018）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2018）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
 - (カ) 主契約が総合医療保険（無解約返還金）（2018）の場合で、保険契約の型が変更されたときは、充当価格の残額
 - (キ) 主契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合で、保険契約の型が変更されたときは、充当価格の残額
 - (ク) パッケージ内契約を追加したときは、充当価格の残額
- (5) 第25条（貸付金の返済）の規定を適用する場合には、第25条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
- 3. 充当価格のある保険契約について、第9条（保険料の自動貸付）および第25条の規定を適用する場合には、第9条および第25条に定める解約返還金および解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条（保険金等不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
- 5. 保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格に対応する部分については、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
- 6. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款 目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1条 用語の意義

第2条 総則

第3条 総合入院給付金の支払限度の型

第4条 給付金の支払

第5条 総合入院給付金の支払に関する補則

第6条 特定自然災害死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱

第7条 解約返還金

第8条 被保険者の死亡

第9条 法令等の改正に伴う特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定の変更

入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款

（2023年4月2日改正）

（この保険およびこの約款の趣旨）

1. この保険は、保険期間を終身とし、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
総合入院給付金	被保険者が疾病または傷害の治療を目的として入院したときに支払います。
特定自然災害死亡給付金	被保険者が特定自然災害によって死亡したときに支払います。

2. この約款は、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）の給付内容等に関する事項を定めたものです。この保険契約の普通保険約款は、この給付約款と契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）で構成されます。

第1条（用語の意義）

この給付約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
給付金	総合入院給付金および特定自然災害死亡給付金をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。

第2条（総則）

この給付約款は、この保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、基本約款とあわせてこの保険契約の普通保険約款とします。

第3条（総合入院給付金の支払限度の型）

1. 総合入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

総合入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての総合入院給付金を支払う回数の限度	総合入院給付金を支払う回数の通算限度
1回型	1回	100回
2回型	2回	100回
4回型	4回	100回

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。

3. 第2項により指定された総合入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第4条（給付金の支払）

1. この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
総合入院給付金	被保険者がつぎの(1)および(2)のいずれにも該当したとき (1) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (ア) 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的とする入院であること (イ) 病院または診療所（別表19）（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）における入院（別表20）であること (ウ) その入院の日数が、(ア)の疾病または傷害の治療を目的として1日以上となったこと (2) つぎの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当したとき (ア) 総合入院給付金の支払限度の型が「1回型」の場合、1回の入院（第5条（総合入院給付金の支払に関する補則）第4項および第5項の規定により1回の入院とみなす入院を含みます。以下本条において同じ。）につき(1)の入院の日数が1日に達したこと (イ) 総合入院給付金の支払限度の型が「2回型」の場合、1回の入院につき(1)の入院の日数が1日、30日の各日数に達したこと (ウ) 総合入院給付金の支払限度の型が「4回型」の場合、1回の入院につき(1)の入院の日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したこと	1回の入院の日数に応じて、つぎの金額 (1) 入院の日数が6日以上るとき 基準給付金額 (2) 入院の日数が5日以内のとき 基準給付金額の50%	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
特定自然災害死亡給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した特定自然災害（別表41）により、その特定自然災害の発生した日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	基準給付金額	死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意

2. 睡眠時無呼吸による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）をした場合で、その入院の日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の総合入院給付金の支払事由の(1)に該当しないものとします。

第5条（総合入院給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、死亡時支払金受取人（死亡時支払金受取人が複数の場合には、死亡時支払金受取人の一部である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第4条（給付金の支払）の総合入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、総合入院給付金の受取人は保険契約者となります。
2. 総合入院給付金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 総合入院給付金の支払額は、第4条第1項に定める各日数に達したときの基準給付金額に応じて計算します。
4. 被保険者が総合入院給付金の支払事由の(1)に該当する入院を2回以上した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) それらの入院が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して総合入院給付金の支払事由の(2)の規定を適用します。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。
5. 第4項第2号に定める別の入院を2回以上した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) それらの入院が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して総合入院給付金の支払事由の(2)の規定を適用します。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、第4項第2号に定める別の入院のうち、総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。
- (3) 第2号に定める別の入院を2回以上した場合には、本項の規定を準用します。
6. 第4項および第5項の規定により1回の入院とみなす入院のうち、支払事由の(1)に該当する入院を同一の日に2回以上した場合には、それらの入院についてはつぎのとおりとします。
- (1) 同一の日の最初の入院は、その日に退院したものとします。
- (2) 同一の日の最後の入院は、その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院の日数が1日であるときは、その入院の日数を0日とみなします。
- (3) 第1号および第2号以外の同一の日の入院については、その入院の日数を0日とみなします。
7. 当会社は、被保険者が第4条の総合入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
8. 被保険者が、第4条の総合入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、総合入院給付金を重複しては支払いません。
9. 責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院は、第4条の総合入院給付金の支払に関する規定に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第4条の総合入院給付金の支払に関する規定を適用します。
10. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第4条の総合入院給付金の支払に関する規定を適用します。
11. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的として責任開始期以後に入院した場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、責任開始期前を含めてはじめてその入院が必要であると医師によって指示されたときは、その入院を責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とした入院とみなします。
12. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的として責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第4条の総合入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
13. 第4条の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、総合入院給付金を削減して支払うか、または総合入院給付金を支払わないことがあります。
14. 総合入院給付金を支払う回数の限度はつぎのとおりとします。

総合入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての総合入院給付金を支払う回数の限度	総合入院給付金を支払う回数の通算限度
1回型	1回	100回
2回型	2回	100回
4回型	4回	100回

15. 第4条および本条の規定による総合入院給付金の支払回数が通算して100回に達したときは、保険契約は消滅したものとします。この場合、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を総合入院給付金の受取人に支払います。

第6条（特定自然災害死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特定自然災害死亡給付金が支払われない場合は、当会社は、責任準備金（第8条（被保険者の死亡）により支払われる金額があるときは、その金額を差し引きします。）を保険契約者に支払います。ただし、責任準備金の額が特定自然災害死亡給付金の額を上回る場合は、特定自然災害死亡給付金相当額を保険契約者に支払います。
- (1) 被保険者が故意または重大な過失によって死亡したとき
- (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特定自然災害死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他返還金の払戻はありません。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特定自然災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、特定自然災害死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取

人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない特定自然災害死亡給付金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

第7条（解約返還金）

1. この保険契約に対する解約返還金はありません。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのすべてを満たす場合には、解約返還金があります。この場合、解約返還金の額は基準給付金額の50%の金額とします。
 - (1) 保険料払込期間満了後であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

第8条（被保険者の死亡）

1. 被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時に、保険契約は消滅したものとします。
2. 被保険者が死亡した場合、保険契約者または死亡時支払金受取人は、すみやかに当会社へ通知してください。この場合、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、保険契約は消滅したものとします。
4. 第1項または第3項の場合で、解約返還金があるときは、当会社は、解約返還金と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人に支払います。この場合、死亡時支払金受取人は、当会社へ、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡返還金を請求してください。
5. 第4項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 死亡返還金を支払いません。この場合、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (2) 故意に被保険者を死亡させた死亡時支払金受取人が死亡返還金の一部の受取人であるときは、死亡返還金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。この場合、支払われない死亡返還金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
6. 第4項および第5項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、死亡返還金その他の返還金の払戻はありません。
7. 死亡返還金の請求については、基本約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第9条（法令等の改正に伴う特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および給付金額を変更することなく特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、特定自然災害死亡給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病
「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。
 - (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
 - (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
 - (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
3. 入院の日数が1日となる入院
入院の日数が1日となる入院については、入院（別表20）の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
4. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
5. 睡眠時無呼吸
「睡眠時無呼吸」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードG47.3に規定される内容によるものをいいます。

6. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、分娩によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10－O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29
○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30－O48
○分娩の合併症	O60－O75
○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81－O84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99

約款別表 目次

約款別表

別表 1	請求書類	別表 22	歯科診療報酬点数表
別表 2	対象となる感染症	別表 23	特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病
別表 3	対象となる悪性新生物	別表 24	対象となる生活習慣病
別表 4	対象となる急性心筋梗塞	別表 25	対象となる特定疾病
別表 5	対象となる脳卒中	別表 26	特定損傷
別表 6	病院または診療所	別表 27	病院または診療所
別表 7	公的医療保険制度	別表 28	治療
別表 8	医科診療報酬点数表	別表 29	先進医療にかかる技術料
別表 9	先進医療	別表 30	対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌
別表 10	公的介護保険制度	別表 31	観血切除術
別表 11	要介護 2 以上の状態	別表 32	子宮摘出術
別表 12	要介護認定	別表 33	卵巣摘出術
別表 13	介護保険金および介護年金の対象となる当会社所定の状態	別表 34	入院
別表 14	対象となる上皮内新生物等	別表 35	乳房再建手術
別表 15	入院	別表 36	対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌
別表 16	要介護 1 の状態	別表 37	対象となる認知症
別表 17	対象となる糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壊疽	別表 38	要介護 1 以上の状態
別表 18	対象となる心・血管疾患、脳血管疾患	別表 39	認知症保険金
別表 19	病院または診療所	別表 40	在宅医療
別表 20	入院	別表 41	特定自然災害
別表 21	対象となる不慮の事故		

別表 1 請求書類

(1) 保険金等の請求

	項目	必要書類
1	・死亡保険金 ・死亡給付金 ・特定自然災害死亡給付金 ・第1回の家族年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の報告書（特定自然災害死亡給付金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
2	第2回以後の家族年金（家族年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含む）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金証書
3	・満期保険金 ・生存給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
4	・特定疾病保険金 ・第1回の特定疾病年金 ・特定疾病充実保障保険金 ・第1回の3大疾病年金 ・3大疾病保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
5	・身体障害保険金 ・第1回の身体障害年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
6	・介護保険金 ・第1回の介護年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
7	・第2回以後の特定疾病年金 ・第2回以後の身体障害年金 ・第2回以後の介護年金 ・第2回以後の3大疾病年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
8	・特定状態充実保障保険金（A） ・軽度状態保険金（A）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券

	項目	必要書類
9	・特定状態充実保障保険金（B） ・軽度状態保険金（B）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
10	・疾病入院給付金 ・災害入院給付金 ・入院一時給付金 ・生活習慣病入院給付金 ・女性特定疾病入院給付金 ・総合入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
11	・手術給付金 ・女性特定手術給付金 ・乳房再建給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
12	放射線治療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
13	骨髄ドナー給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (3) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
14	特定損傷給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
15	・先進医療給付金 ・先進医療一時給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
16	認知症保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券

	項目	必要書類
17	・短期就業不能給付金 ・就業不能給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院した場合） (4) 在宅医療を受けたことを証する書類（在宅医療を受けた場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
(注)		1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、家族年金受取人または死亡時支払金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金等（満期保険金および生存給付金を除きます。以下同じ。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金、弔慰金または見舞金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につぎの書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が保険金等の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

(2) その他

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 被保険者の住民票（保険契約者と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書（解約返還金がない場合は不要） (4) 保険証券
3	保険金等の受取人または死亡時支払金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人または死亡時支払金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・保険金額等の減額 ・払済保険への変更 ・保険期間の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての当会社所定の告知書（保険期間の延長の場合）
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（保険契約者と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	保険契約者の変更等	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の年金の支払日以後は年金証書）
7	当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡保険金受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の年金の支払日以後は年金証書）
10	被保険者の死亡の通知 （死亡返還金の請求を含む）	(1) 当会社所定の死亡通知書および請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡時支払金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書（死亡返還金がない場合は不要） (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 また、1、4の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 10の場合で、死亡返還金があるときは、(1)の(注)の3を準用します。		

別表２ 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年２月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○パラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、つぎのいずれかに該当するときは上記の「対象となる感染症」に含めます。なお、つぎのいずれにも該当しなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は「対象となる感染症」に含まれません。

- （1）新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）第6条第8項の指定感染症に定められていること
- （2）新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第2項から第4項までに規定する1類感染症、2類感染症または3類感染症に定められていること
- （3）新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症として、同法第44条の2の規定において厚生労働大臣により認められていること

別表3 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00－C 14
	・口唇の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00
	・舌根＜基底＞部の悪性新生物＜腫瘍＞	C 01
	・舌のその他及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 02
	・歯肉の悪性新生物＜腫瘍＞	C 03
	・口（腔）底の悪性新生物＜腫瘍＞	C 04
	・口蓋の悪性新生物＜腫瘍＞	C 05
	・その他及び部位不明の口腔の悪性新生物＜腫瘍＞	C 06
	・耳下腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 07
	・その他及び部位不明の大唾液腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 08
	・扁桃の悪性新生物＜腫瘍＞	C 09
	・中咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 10
	・鼻＜上＞咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 11
	・梨状陥凹＜洞＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C 12
	・下咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 13
	・その他及び部位不明確の口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15－C 26
	・食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15
	・胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C 16
	・小腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C 17
	・結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C 18
	・直腸S状結腸移行部の悪性新生物＜腫瘍＞	C 19
	・直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C 20
	・肛門及び肛門管の悪性新生物＜腫瘍＞	C 21
	・肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C 22
	・胆のう＜嚢＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C 23
	・その他及び部位不明の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	C 24
	・膵の悪性新生物＜腫瘍＞	C 25
	・その他及び部位不明確の消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30－C 39
	・鼻腔及び中耳の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30
	・副鼻腔の悪性新生物＜腫瘍＞	C 31
	・喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 32
	・気管の悪性新生物＜腫瘍＞	C 33
	・気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 34
	・胸腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 37
	・心臓、縦隔及び胸膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C 38
	・その他及び部位不明確の呼吸器系及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40－C 41
	・（四）肢の骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40
	・その他及び部位不明の骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45－C 49
	・中皮腫	C 45
	・カボジ肉腫	C 46
	・末梢神経及び自律神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C 47
	・後腹膜及び腹膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C 48
	・その他の結合組織及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 49

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51－C 58
	・外陰（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51
	・膣の悪性新生物＜腫瘍＞	C 52
	・子宮頸（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C 53
	・子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C 54
	・子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C 55
	・卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C 56
	・その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 57
	・胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60－C 63
	・陰茎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60
	・前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 61
	・精巣＜睾丸＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C 62
	・その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64－C 68
	・腎盂を除く腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64
	・腎盂の悪性新生物＜腫瘍＞	C 65
	・尿管の悪性新生物＜腫瘍＞	C 66
	・膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C 67
	・その他及び部位不明の尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69－C 72
	・眼及び付属器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69
	・髄膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C 70
	・脳の悪性新生物＜腫瘍＞	C 71
	・脊髄、脳神経及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73－C 75
	・甲状腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73
	・副腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 74
	・その他の内分泌腺及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76－C 80
	・その他及び部位不明確の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76
	・リンパ節の続発性及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 77
	・呼吸器及び消化器の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C 78
	・その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C 79
	・悪性新生物＜腫瘍＞、部位が明示されていないもの	C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C 81－C 96
	・ホジキンリンパ腫	C 81
	・ろく濾＞胞性リンパ腫	C 82
	・非ろく濾＞胞性リンパ腫	C 83
	・成熟 T/NK 細胞リンパ腫	C 84
	・非ホジキンリンパ腫のその他及び詳細不明の型	C 85
	・T/NK 細胞リンパ腫のその他の明示された型	C 86
	・悪性免疫増殖性疾患	C 88
	・多発性骨髄腫及び悪性形質細胞性新生物＜腫瘍＞	C 90
	・リンパ性白血病	C 91
	・骨髄性白血病	C 92
	・単球性白血病	C 93
	・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
	・細胞型不明の白血病	C 95
	・リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
	骨髄異形成症候群	D 46

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 - 慢性骨髄増殖性疾患 - 本態性（出血性）血小板血症 - 骨髄線維症 - 慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

2. 上記 1. において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考（別表3）

- (1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞（C44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 新生物の性状を表す第5桁コードが「／3」「／6」「／9」以外のものは「悪性新生物」に該当しません。また、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第7版」（平成22年9月20日発行）で病期分類が0期に分類されている病変は「悪性新生物」に該当しないものとします。
- したがって、上皮内新生物、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表4 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則としてつぎの3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた心電図の梗塞性変化 (3) 心筋壊死を示す生化学マーカーの一過性上昇	○虚血性心疾患（I20－I25）のうち、 - 急性心筋梗塞 - 再発性心筋梗塞	I21 I22

別表5 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	○脳血管疾患（I60－I69）のうち、 - くも膜下出血 - 脳内出血 - 脳梗塞	I60 I61 I63

別表 6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 第 1 号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療または在宅医療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表 9 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年 9 月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第 1 条第 1 号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまゝ。）をいいます。

別表10 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表11 要介護 2 以上の状態

「要介護 2 以上の状態」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表12 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護 2 以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護 2 以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

別表13 介護保険金および介護年金の対象となる当会社所定の状態

介護保険金および介護年金の対象となる「当会社所定の状態」とは、つぎの 1. または 2. のいずれかの状態をいいます。

1. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表 A に定める介護を要する状態
 - (2) 表 B の 1 から 4 までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他 1 項目以上の行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
2. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表 C に定める問題行動が 5 項

目以上みられる状態

(2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

項目	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5 m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。	

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りをする事ができない。 (2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをする事ができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、はみがき粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルの用意、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に定める全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表 C

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に定める問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備考（別表13）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表14 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
上皮内新生物等	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00－D09
	・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌 ・その他及び部位不明の上皮内癌	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07 D09
	「上皮内新生物等」には子宮頸（部）、膣部、外陰部および肛門部の高度異形成または中等度異形成を含みます。	
	皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C44

2. 上記1.において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 上皮内新生物＜腫瘍＞

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(2) 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位 ／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表15 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表6）（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院の有無は入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表16 要介護1の状態

「要介護1の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護1の状態をいいます。

別表17 対象となる糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壊疽

1. 対象となる糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壊疽とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病性腎症	○糖尿病（E 10－E 14）のうち、 ・腎合併症を伴うもの	E 10. 2 E 11. 2 E 12. 2 E 13. 2 E 14. 2
糖尿病性網膜症	○糖尿病（E 10－E 14）のうち、 ・眼合併症を伴うもの （その合併症が糖尿病（性）網膜症（H36. 0）である場合に限ります。）	E 10. 3 E 11. 3 E 12. 3 E 13. 3 E 14. 3
糖尿病性神経障害 または糖尿病性壊疽	○糖尿病（E 10－E 14）のうち、 ・神経（学的）合併症を伴うもの	E 10. 4 E 11. 4 E 12. 4 E 13. 4 E 14. 4
	○糖尿病（E 10－E 14）のうち、 ・末梢循環合併症を伴うもの （その合併症が糖尿病性壊疽である場合に限ります。）	E 10. 5 E 11. 5 E 12. 5 E 13. 5 E 14. 5

2. 上記 1. の「糖尿病性腎症」については、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本透析医学会および日本病態栄養学会による糖尿病性腎症合同委員会により策定された「糖尿病性腎症病期分類2014」に記載される病期分類の第2期から第5期までである場合に限ります。

別表18 対象となる心・血管疾患、脳血管疾患

対象となる心・血管疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05－I 09
	○虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、	
	・狭心症	I 20
	・急性心筋梗塞の続発合併症	I 23
	・その他の急性虚血性心疾患	I 24
	・慢性虚血性心疾患	I 25
	○肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26－I 28
	○その他の型の心疾患	I 30－I 52
	○動脈、細動脈及び毛細血管の疾患（I 70－I 79）のうち、	
	・大動脈瘤及び解離	I 71
脳血管疾患	○循環器系のその他及び詳細不明の障害（I 95－I 99）のうち、	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、	
	・心（臓）切開後症候群	I 97. 0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97. 1
	○脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、	
	・その他の非外傷性頭蓋内出血	I 62
	・脳卒中、脳出血又は脳梗塞と明示されないもの	I 64
	・脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I 65
	・脳動脈の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I 66
	・その他の脳血管疾患	I 67
	・他に分類される疾患における脳血管障害	I 68
	・脳血管疾患の続発・後遺症	I 69
	○挿間性及び発作性障害（G 40－G 47）のうち、	
	・一過性脳虚血発作及び関連症候群（G 45）のうち、	
	・椎骨脳底動脈症候群	G 45. 0
	・頸動脈症候群（半球性）	G 45. 1
	・多発性及び両側性脳（実質）外動脈症候群	G 45. 2
	・一過性全健忘	G 45. 4
	・その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45. 8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G 45. 9

別表19 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し、柔道整復師法に定める施術所において施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表20 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表19）（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院の有無は入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表21 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考（別表21）

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表22 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表23 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病

身体部位・指定疾病	
2	耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
11	肝臓、胆のうおよび胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左膝関節部を含み、左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右膝関節部を含み、右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
34	そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア
36	食道
37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。）
39	異常妊娠および異常分娩
41	両膝関節部
51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
57	小腸（十二指腸、空腸および回腸をいいます。）
58	虫垂炎
59	大腸（盲腸、虫垂、結腸および直腸をいいます。ただし虫垂炎の場合は除きます。）
60	肛門（肛門管および肛門周囲を含みます。）
64	腎臓、尿管、膀胱および尿道
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器
71	脊椎（当該神経を含みます。）
73	腰椎部、仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
77	両股関節部
85	皮膚および皮下組織（頭皮および皮下組織を含みます。）
86	食道および胃
88	不妊症
94	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、下顎骨および顎関節部（口腔には口唇および口蓋を含みます。上顎骨には上顎洞を含みます。）
98	精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒

備考（別表23）

(1) 「そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア」、「異常妊娠および異常分娩」、「虫垂炎」、「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの（複数の基本分類コードが使用される傷病名で、その基本分類コードのいずれかが次表の基本分類コードに規定される場合を含みます。）をいいます。

指定疾病	分類項目	基本分類コード
そけいヘルニア、 陰のうヘルニア および大腿ヘルニア	○ヘルニア（K40－K46）のうち、 ・そけい＜鼠径＞ヘルニア ・大腿＜股＞ヘルニア	K40 K41
異常妊娠 および異常分娩	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く） ○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O00－O08 O10－O16 O20－O29 O30－O48 O60－O75 O81－O84 O85－O92 O94－O99
虫垂炎	○虫垂の疾患（K35－K38）のうち、 ・急性虫垂炎 ・その他の虫垂炎 ・詳細不明の虫垂炎	K35 K36 K37
精神・行動の障害、 てんかん、睡眠障害 および薬剤等中毒	○症状性を含む器質性精神障害 ○精神作用物質使用による精神及び行動の障害 ○統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 ○気分〔感情〕障害 ○神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 ○生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 ○成人の人格及び行動の障害（F60－F69）のうち、 ・特定の人格障害 ・混合性及びその他の人格障害 ・持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの ・習慣及び衝動の障害 ・その他の成人の人格及び行動の障害 ・詳細不明の成人の人格及び行動の障害 ○心理的発達の障害 ○小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 ○詳細不明の精神障害 ○神経系のその他の変性疾患（G30－G32）のうち、 ・神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。） ○挿入性及び発作性障害（G40－G47）のうち、 ・てんかん ・てんかん重積（状態） ・睡眠障害（G47）のうち、 ・睡眠の導入及び維持の障害〔不眠症〕 ・過度の傾眠〔過眠症〕 ・睡眠・覚醒スケジュール障害 ・ナルコレプシー及びカタプレキシー ・その他の睡眠障害 ・睡眠障害、詳細不明 ○薬物、薬剤及び生物学的製剤による中毒（T36－T50）のうち、 ・抗てんかん薬、鎮静・催眠薬及び抗パーキンソン病薬による中毒 ・向精神薬による中毒、他に分類されないもの ・主として自律神経系に作用する薬物による中毒	F00－F09 F10－F19 F20－F29 F30－F39 F40－F48 F50－F59 F60 F61 F62 F63 F68 F69 F80－F89 F90－F98 F99 G31.8 G40 G41 G47.0 G47.1 G47.2 G47.4 G47.8 G47.9 T42 T43 T44

(2) 「不妊症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の男性不妊(症)(N46)および女性不妊症(N97)に規定される内容によるものをいいます。また、男性不妊(症)(N46)または女性不妊症(N97)に規定されていない内容によるものであっても、一般不妊治療、生殖補助医療および不妊治療における先進医療を受けた場合は、「不妊症」として取り扱います。

別表24 対象となる生活習慣病

対象となる生活習慣病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物 ・上皮内新生物	○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> ○消化器の悪性新生物<腫瘍> ○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> ○骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> ○中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> ○乳房の悪性新生物<腫瘍> ○女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ○男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ○腎尿路の悪性新生物<腫瘍> ○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> ○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> ○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの ○独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> ○上皮内新生物<腫瘍> ○性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37-D48)のうち、 ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	- C00-C14 - C15-C26 - C30-C39 - C40-C41 - C43-C44 - C45-C49 - C50 - C51-C58 - C60-C63 - C64-C68 - C69-C72 - C73-C75 - C76-C80 - C81-C96 - C97 - D00-D09 - D45 - D46 - D47.1 - D47.3 - D47.4 - D47.5
糖尿病	○糖尿病	E10-E14
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患及び肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈及び毛細血管の疾患(I70-I79)のうち、 ・大動脈瘤及び解離 ○循環器系のその他及び詳細不明の障害(I95-I99)のうち、 ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)のうち、 ・心(臓)切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	- I05-I09 - I20-I25 - I26-I28 - I30-I52 - I71 - I97.0 - I97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10-I15

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
脳血管疾患	○脳血管疾患 ○挿問性及び発作性障害（G40－G47）のうち、 ・一過性脳虚血発作及び関連症候群（G45）のうち、 ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性及び両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60－I 69 G45. 0 G45. 1 G45. 2 G45. 4 G45. 8 G45. 9
肝疾患	○ウイルス性肝炎 ○肝疾患	B 15－B 19 K 70－K 77
脾疾患	○胆のう＜囊＞、胆管及び脾の障害（K 80－K 87）のうち、 ・急性脾炎 ・その他の脾疾患	K 85 K 86
腎疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17－N19）のうち、 ・慢性腎臓病 ○尿路結石症（N20－N23）のうち、 ・腎結石及び尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石	N00－N08 N10－N16 N18 N20 N21 N22

別表25 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物 ・上皮内新生物	○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞ ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞ ○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞ ○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞ ○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞ ○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞ ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00－D09）のうち、 ・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、 ・子宮内膜 ・外陰部 ・陰 ・その他及び部位不明の女性生殖器 ・その他及び部位不明の上皮内癌	C 00－C 14 C 15－C 26 C 30－C 39 C 40－C 41 C 43－C 44 C 45－C 49 C 50 C 51－C 58 C 64－C 68 C 69－C 72 C 73－C 75 C 76－C 80 C 81－C 96 C 97 D 00 D 01 D 02 D 03 D 04 D 05 D 06 D 07. 0 D 07. 1 D 07. 2 D 07. 3 D 09

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物 ・上皮内新生物	○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37－D48）のうち、 ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
	「上皮内新生物」には、子宮頸（部）、膣部、外陰部および肛門部の高度異形成または中等度異形成を含みます。	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物＜腫瘍＞（D10－D36）のうち、 ・乳房の良性新生物＜腫瘍＞ ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物＜腫瘍＞ ・卵巣の良性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物＜腫瘍＞ ・腎尿路の良性新生物＜腫瘍＞ ・甲状腺の良性新生物＜腫瘍＞	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34
	○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37－D48）のうち、 ・女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞ ・腎尿路の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D48）のうち、 ・乳房	D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血（D55－D59）のうち、 ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血及びその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態（D65－D69）のうち、 ・紫斑病及びその他の出血性病態（D69）のうち、 ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50－D53 D59 D60－D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害（E00－E07）のうち、 ・ヨード欠乏による甲状腺障害及び類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症（E03）のうち、 ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤及びその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07
	○その他の内分泌腺障害（E20－E35）のうち、 ・クッシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害（E70－E90）のうち、 ・治療後内分泌及び代謝障害、他に分類されないもの（E89）のうち、 ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E24 E28 E89.0 E89.4

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
循環器系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05－I 09
	○静脈、リンパ管及びリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80－I 89）のうち、 ・その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 ・外陰静脈瘤	I 86. 3
	○循環器系のその他及び詳細不明の障害（I 95－I 99）のうち、 ・低血圧（症）	I 95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 97. 2
消化器系の疾患	○胆のう<嚢>、胆管及び膵の障害（K 80－K 87）のうち、 ・胆石症 ・胆のう<嚢>炎 ・胆のう<嚢>のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K 80 K 81 K 82 K 83
	○消化器系のその他の疾患（K 90－K 93）のうち、 ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）のうち、 ・胆のう<嚢>摘出<除>後症候群	K 91. 5
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05－M14）のうち、 ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）のうち、 ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクワ病〕	M05 M06 M08 M09 M12. 0
	○全身性結合組織障害（M30－M36）のうち、 ・その他のえ<壊>死性血管障害（M31）のうち、 ・大動脈弓症候群〔高安病〕 ・全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><S L E> ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）のうち、 ・乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M31. 4 M32 M33 M34 M35. 0 M35. 1 M35. 3 M35. 8 M35. 9
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17－N19）のうち、 ・慢性腎臓病	N00－N08 N10－N16 N18
	○尿路結石症（N20－N23）のうち、 ・腎結石及び尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎及び尿管のその他の障害（N25－N29）のうち、 ・腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 （馬尾症候群（G83. 4）中の馬尾症候群による神経因性膀胱（機能障害）およびその他の明示された脊髄疾患（G95. 8）中の脊髄（性）膀胱（機能障害）N O Sを含む。） ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N20 N21 N22 N28 N29 N30－N39 N60－N64 N70－N77

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	○女性生殖器の非炎症性障害（N80－N98）のうち、	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管及び子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く	N85
	・子宮頸（部）のびらん及び外反（症）	N86
	・子宮頸（部）の異形成	N87
	・子宮頸（部）のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰及び会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経及び希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経及び月経不順	N92
	・子宮及び膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器及び月経周期に関連する疼痛及びその他の病態	N94
	・閉経期及びその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
	・女性不妊症	N97
	○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞	○流産に終わった妊娠	○00－○08
	○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	○10－○16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20－○29
	○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	○30－○48
	○分娩の合併症	○60－○75
	○分娩（○80－○84）のうち、	
	・鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	○81
	・帝王切開による単胎分娩	○82
	・その他の介助単胎分娩	○83
	・多胎分娩	○84
	○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85－○92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94－○99
	○その他の細菌性疾患（A30－A49）のうち、	
	・産科破傷風	A34

別表26 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表27 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表28 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表29 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、つぎの費用などは含みません。

1. 公的医療保険制度（別表7）の保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）
2. 先進医療以外の評価療養のための費用
3. 患者申出療養のための費用
4. 選定療養のための費用
5. 食事療養のための費用
6. 生活療養のための費用

別表30 対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌

1. 対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、「乳房の悪性新生物＜腫瘍＞（基本分類コードC50）」および「乳房の上皮内癌（基本分類コードD05）」には、乳房の皮膚癌および乳房の皮膚の上皮内癌は含まれません。

疾病名	分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
乳房の上皮内癌	○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00－D09）のうち、 ・乳房の上皮内癌	D05

2. 上記1.において「悪性新生物」および「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 悪性新生物

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内癌

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表31 観血切除術

「観血切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

別表32 子宮摘出術

「子宮摘出術」とは、子宮体部全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表33 卵巣摘出術

「卵巣摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表34 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表6）（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払の有無などを参考にして、「入院」かどうかを判断します。

別表35 乳房再建手術

「乳房再建手術」とは、乳房の観血切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。

別表36 対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌

1. 対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。また、次表に規定されていない悪性新生物であっても、転移性または続発性の子宮および子宮附属器の悪性新生物は、対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物として取り扱います。

分類項目	基本分類コード
○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞（C51－C58）のうち、	
・子宮頸（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C53
・子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C54
・子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C55
・卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
・その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C57
・胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C58
○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00－D09）のうち、	
・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3
「子宮頸（部）の上皮内癌」には、子宮頸（部）の高度異形成または中等度異形成を含みます。	

2. 上記1.において「悪性新生物」および「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 悪性新生物

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内癌

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

別表37 対象となる認知症

1. 契約日が2022年7月2日以後の保険契約の対象となる認知症
- (1) 対象となる認知症とは、医師により診断されている器質性認知症をいい、その診断は、つぎの(ア)および(イ)の検査によってなされることを要します。
- (ア) 認知機能検査
- (イ) 画像検査
- (2) 上記(1)の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師により診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、当会社は、上記(1)の検査を行わない診断を認めることがあります。

備考（別表37第1項）

器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
2. 契約日が2022年7月1日以前の保険契約が更新された場合の対象となる認知症
- (1) 対象となる認知症とは、つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当している場合をいいます。
- (ア) 医師により器質性認知症と診断されていること
- (イ) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること
- (2) 上記(1)(ア)の器質性認知症の診断は、つぎの(ア)および(イ)の検査によってなされることを要します。
- (ア) 認知機能検査
- (イ) 画像検査
- (3) 上記(2)の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師により診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、当会社は、上記(2)の検査を行わない診断を認めることがあります。

備考（別表37第2項）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表38 要介護1以上の状態

「要介護1以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表39 認知症保険金

契約日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した認知症保険金は、つぎの算式によって計算される金額とします。

$(\text{保険金額に対する月払保険料}) \times (\text{経過月数})$

- (注) 1. 上記の「経過月数」は、契約日から認知症保険金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。
2. 年一括払契約または半年一括払契約の場合、「月払保険料」は、保険料の払込方法(回数)を月払とした場合の保険料とします。
3. 団体保険料率が適用されている場合には、団体月払取扱特約条項または団体年払・半年払取扱特約条項の規定にかかわらず、「月払保険料」は、団体月払取扱特約または団体年払・半年払取扱特約が付加されていない保険料率を用いて計算します。
4. 保険金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、認知症保険金の支払事由該当時の保険料であったものとして計算します。
5. 保険料払込免除特約(2018)が付加されている場合で保険料払込免除特約(2018)の解約が行われた場合には、保険契約の締結時から、保険料払込免除特約(2018)が付加されていない保険料であったものとして計算します。
6. 前払保険料または充当保険料があるときは、「月払保険料」は、これらの金額を差し引く前の金額とします。

別表40 在宅医療

「在宅医療」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度(別表7)における医科診療報酬点数表(別表8)の在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。)に列举されている診療料や管理指導料等が算定されることを要します。)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所(別表19)以外の施設を含みます。)において治療に専念することをいいます。ただし、労働者災害補償保険が適用された場合などで在宅患者診療・指導料が算定されないときでも、当会社は、在宅患者診療・指導料が算定されたものとして認めることがあります。

別表41 特定自然災害

「特定自然災害」とは、つぎのいずれにも該当する災害をいいます。

1. 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波またはその他異常な自然現象による災害であること
2. 災害救助法が適用された被災地域におけるその災害救助法が適用される要因となった異常な自然現象による災害であること。なお、災害救助法が適用された場合でも、自然現象によらない大規模な火事またはその他の事故による災害は含まれません。

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後の年金受取人を含みます。以下同じ。）が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人による手続きを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。
3. この特約を主契約に付加する場合には、保険契約者は、保険契約者代理人を1名指定することを要します。

第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）

1. 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）の特約条項の保険契約者が行うことのできる手続き
 - (2) 保険契約者と保険金等（保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付をいい、その名称の如何を問いません。また、あわせて支払われる諸支払金およびすえ置かれた保険金等を含みます。以下同じ。）の受取人が同一人である場合における主約款および各特約の特約条項の保険金等の受取人が行うことのできる手続き。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの手続きに該当する場合には、当会社は、保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
 - (1) 保険契約者の変更
 - (2) 保険金等の受取人の変更
 - (3) 保険契約者代理人の変更
 - (4) 後継保険契約者の変更
 - (5) 保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - (6) 主約款および各特約の特約条項の規定により被保険者が受取人と定められた保険金等の請求
 - (7) 第1号から第6号のほか、当会社が定める手続き

第3条（保険契約者代理人による手続き）

1. 保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者があらかじめ指定または第4条（保険契約者代理人の変更）の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。
 - (1) 手続きを行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合（保険料払込の免除の請求または保険契約者と受取人が同一人である場合の保険金等の請求に限ります。）
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続き時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 保険契約者の直系血族
 - (ウ) 保険契約者の3親等内の血族
 - (エ) 保険契約者と同居または生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(1)以外の者で、保険契約者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 保険契約者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他保険契約者と同居もしくは生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者または故意に保険金等の支払事由を生じさせた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
4. 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
5. 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
6. 本条の規定により当会社が保険契約にもとづく支払金を保険契約者代理人に支払ったときは、その後当該支払金の請

求を受けても、当会社は、これを重複しては支払いません。

7. 本条の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合で、主約款、各特約の特約条項およびこの特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険契約にもとづく支払金を支払いません。
8. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に保険契約者代理人の変更が行われていたときは、変更後の保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
10. 保険契約者代理人が手続きを行う際に、当会社は、被保険者および保険金等の受取人またはその一方からの同意を求めることがあります。同意を求めた場合に被保険者または保険金等の受取人がその同意に応じなかったときは、保険契約者代理人は手続きを行うことができません。
11. 保険契約者代理人が手続きを行う際に保険契約者代理人から申出があり、当会社が認めたときは、当会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、当会社の定める取扱にもとづき、保険契約者代理人に対して開示することができます。

第4条（保険契約者代理人の変更）

保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することができます。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 保険契約者、保険契約者代理人または後継保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき

第8条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第9条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人としてします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。
- (3) この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および指定代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第10条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人としてします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。

第11条（主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）第1項第2号に定める保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）の請求とします。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項目		必要書類
1	保険契約者代理人による手続き	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める手続きの請求書類 (2) 保険契約者が手続きを自ら行うことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	保険契約者代理人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(1)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居もしくは生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎのいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の付加の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等を含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条（遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約

の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第 1 被保険者」をいいます。

- (I) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第 2 被保険者が受取人となる場合でも、第 2 条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第 2 被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第 3 条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第 2 被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第 1 号の規定を適用します。この場合、第 1 号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第 1 号(I)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5 年ごと配当付個人年金保険、5 年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5 年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5 年ごと配当付終身医療保険または 5 年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を 5 年ごと配当付終身医療保険または 5 年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第 1 号および第 4 号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3 大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度 3 大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または 3 大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3 大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度 3 大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または 3 大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「家族年金受取人」と読み替えます。

第27条（3 大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を 3 大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第28条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第 2 条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免

除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第29条（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める代理請求の対象となる保険金等からつぎのもの（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）を除きます。

- （1）主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- （2）保険料払込の免除
- （3）契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

別表 1 請求書類

項目		必要書類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約の全部または一部を、他の保険契約に見直す場合の取扱について定めたものです。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
見直し前契約	この特約条項の適用によりその全部または一部が見直される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
見直し後契約	この特約条項の適用により成立する保険契約をいいます。

第2条（見直し価格の見直し後契約への充当）

- 第3条（見直し価格）に定める見直し価格は、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、見直し後契約の保険料の一部に充当します。ただし、見直し後契約がつぎのいずれかである場合、第3条第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）を見直し後契約の保険料の一部に充当することはできません。
 - 有解約返還金型の保険種類
 - 保険契約の型が「保険料払込期間中解約返還金なし型」の3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（保険料払込期間が終身である場合を除きます。）
- 第1項の場合、見直し後契約が複数あるときは、保険契約者は、見直し価格を保険料の一部に充当する見直し後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といい、充当価格から見直し後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
- 充当価格のある見直し後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および見直し後契約に付加された特約（この特約および保険料払込免除特約（2018）は除きます。）の特約条項における保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある見直し後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

第3条（見直し価格）

- 見直し価格は、第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）および第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の合計額とします。
- 見直し価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金（保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の責任準備金を除きます。）
 - 見直し前契約のうち保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解約返還金に対応する責任準備金
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限りです。）
 - 見直し時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した見直し前契約の契約者配当金
 - 見直し前契約において積み立てられた契約者配当金
 - 見直し前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、見直し時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、見直し前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - 見直し前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約に関し当会社に留保された金額
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格があるときは、その残額
- 見直し価格（解約返還金なし）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金（第2項第3号の金額を差し引いた金額とします。）
 - 見直し前契約のうち保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の責任準備金（第2項第2号の責任準備金を差し引いた金額とします。）
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または

承継価格（解約返還金なし）からの充当価格があるときは、その残額

4. 見直し前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の金額から差し引きます。

第4条（見直し日）

1. 見直し日は、見直し後契約の契約日とします。
2. 見直し前契約の保険契約上の責任は、見直し後契約の責任開始期に終了します。

第5条（見直し前契約の一部を見直す場合の取扱）

見直し前契約の一部を見直す場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者は、見直し前契約の主契約および各特約の保険金額等のうち残存させる部分の金額をそれぞれ指定することを要します。この場合、指定金額は、当会社の定める範囲内であることを要します。
- (2) 見直し前契約の主契約および各特約の保険金額等から第1号に定める指定金額をそれぞれ差し引いた金額に対応する部分が見直し後契約に見直されます。
- (3) 第4条（見直し日）第2項の規定は適用せず、見直し前契約におけるつぎの部分（以下「見直し部分」といいます。）については、見直し後契約の責任開始期に消滅するものとします。
 - (ア) 見直し前契約のうち第1号および第2号の規定により見直し後契約に見直される部分
 - (イ) (ア)の部分の消滅により、見直し前契約の特約の保険金額等が当会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度をこえる部分（見直し前契約の特約の残存する部分が当会社所定の金額未満となるときは、その特約の全部）
 - (ウ) (ア)の部分の消滅により、見直し前契約の契約者配当金で買い増された保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、改められる前の保険金額と改められた後の保険金額との差額部分
- (4) 第3条（見直し価格）第2項第1号、第3条第3項第1号および第3条第3項第2号中「責任準備金」とあるのは「見直し部分の責任準備金」と読み替えます。
- (5) 第3条第2項第2号および第3条第2項第3号中「解約返還金」とあるのは「見直し部分の解約返還金」と読み替えます。
- (6) 第3条第2項第4号中「見直し前契約」とあるのは「見直し部分」と読み替えます。
- (7) 第3条第2項第5号および第3条第2項第9号の金額は見直し価格の計算に含めず、見直し前契約に残存させる取扱とします。
- (8) 第3条第2項第6号中「その金額」とあるのは「その金額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (9) 第3条第2項第7号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (10) 第3条第2項第8号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料の一部前払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (11) 第3条第2項第10号および第3条第3項第3号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の充当価格に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (12) 見直し前契約において保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合には、本条の取扱は行いません。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金（死亡により年金が支払われるものを含みます。以下同じ。）が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。
 - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額と見直し後契約の死亡保険金額の合計額の割合（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。）に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。

- 消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 3. 見直し前契約等に見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分を有する主契約および各特約があり、見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（以下本項において、「3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等」といいます。）がある場合で、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等の死亡返還金が支払われるべき事由に該当したとき（該当が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の死亡返還金の額が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 4. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - （1）見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは3大疾病保険金または3大疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
 - （2）見直し前契約等における見直し後契約の軽度状態保険金（A）に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは軽度状態保険金（A）を支払わない旨の規定を適用しません。
 5. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - （1）見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - （2）見直し後契約の死亡保険金の合計額（見直し後契約が逡増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金等の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。ただし、見直し後契約が生活障害年金定期保険（2018）の場合には、見直し後契約の死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合に限り。
 6. 第2項から第5項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
 - （1）見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - （2）見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（A）の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（A）、特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - （3）見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（B）の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（B）
 - （4）見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - （5）見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護給付金
 - （6）見直し後契約の給付金が特定自然災害死亡給付金の場合には、見直し前契約等の災害死亡保険金、災害死亡給付金、災害割増保険金および災害保険金
 - （7）見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - （8）見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - （9）見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
 - （10）見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
 - （11）見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
 7. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の3大疾病年金、特定疾病年金および特約特定疾病年金
- (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
- (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
8. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、見直し前契約等の3大疾病保険金、特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
9. 見直し後契約において、第2項から第5項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
10. 第1項から第9項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

第7条（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）がある場合の特則）

1. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約において支払う3大疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等」といいます。）において支払われるべき3大疾病保険金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
 - (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき3大疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等において支払われるべき3大疾病保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
 - (b) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
 - (ア) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。

- (b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。
- (イ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(イ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(イ)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (イ) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (ウ) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額が、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
- (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金の合計額を限度として見直し後契約の3大疾病保険金を支払うときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの3大疾病保険金の額と見直し後契約の3大疾病保険金の合計額の割合に応じて支払います。
- (イ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「身体障害保険金」と、介護保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ア)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
3. 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第1項の規定を準用します。
4. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、第1項第1号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」と読み替えて第1項第1号の規定を適用した上で、第2項第1号の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、第1項第2号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額」と読み替えて第1項第2号の規定を適用します。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

第8条（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約がある場合の特則）

見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）がある場合は、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
 - (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の3大疾病保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
 - (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の身体障害保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (3) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等における見直し後契約の保険金額または年金額に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の見直し日における年金の現価と同額までの金額について、第6条第6項に規定する見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
 - (イ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金の現価（(ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、第6条第7項に規定する見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
 - (ウ) (ア)および(イ)の規定に加え、見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金の現価（(ア)および(イ)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (4) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、第1号の規定を準用します。
- (5) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、第2号の規定を準用します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のときは、第3号の規定を準用します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、第1号の規定を準用します。
- (8) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、第2号の規定を準用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022

および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第3号の規定を準用します。

第9条（見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）

- 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、3大疾病年金の受取人に支払います。
- 第6条の規定により、見直し後契約の介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金の受取人に支払います。
- 第6条の規定により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の一部が解除される場合、解除されない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

第10条（見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合の特則）

- 見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合には、見直し後契約の給付金のうち特定自然災害死亡給付金を除き、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の総合入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りします。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる基準給付金額が、つぎの対象となる額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 - 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合
見直し前契約等における入院の日数が1日以上となる入院中に受けた手術に対する手術給付金、放射線治療給付金および骨髄ドナー給付金（以下「手術給付金等」といいます。）の基準給付金額に対する割合と、見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	10%	見直し前契約等の基準給付金額
	50%	見直し前契約等の基準給付金額に、25/30を乗じた額
50%	50%	見直し前契約等の基準給付金額
	10%	見直し前契約等の基準給付金額に、30/25を乗じた額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。ただし、対象となる額の計算に用いる入院給付金日額は、見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に限りします。

見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	見直し前契約等の入院給付金日額に30を乗じた額
50%	見直し前契約等の入院給付金日額に25を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合

それぞれにおける対象となる額を合計した額

- 見直し後契約の保険契約の型が「B型」または「C型」の場合、第1号に加え、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りします。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金に対応する、つぎの額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

- 見直し前契約等の生活習慣病入院給付金の額
- 見直し前契約等の女性特定疾病入院給付金の額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

- 見直し後契約の生活習慣病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして

当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(b) 見直し後契約の女性特定疾病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(3) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる基準給付金額が、つぎの対象となる額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合と、見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	10%	見直し前契約等の基準給付金額
	50%	見直し前契約等の基準給付金額に、25/30を乗じた額
50%	50%	見直し前契約等の基準給付金額
	10%	見直し前契約等の基準給付金額に、30/25を乗じた額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。ただし、対象となる額の計算に用いる入院給付金日額は、見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に限りです。

見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	見直し前契約等の入院給付金日額に30を乗じた額
50%	見直し前契約等の入院給付金日額に25を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(4) 見直し後契約の保険契約の型が「B型」または「C型」の場合、第3号に加え、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金の解除を行う場合には、見直し後契約のそれぞれの給付金に対応する、つぎの額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

(a) 見直し前契約等の生活習慣病入院給付金の額

(b) 見直し前契約等の女性特定疾病入院給付金の額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

(a) 見直し後契約の生活習慣病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(b) 見直し後契約の女性特定疾病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(5) 見直し後契約において、第1号から第4号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

(6) 第4号の規定により、見直し後契約の一部が解除される場合は、解除されない部分の金額をこえない範囲となるよう、生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金の支払額における、基準給付金額に対する当会社所定の割合（以下本条において「当会社所定の割合」といい、解除されない部分の金額をこえない範囲となる当会社所定の割合が複数ある場合は、最大の割合とします。）が変更されます。この場合、解除されない部分の金額と、変更後の当会社所定の割合を乗じて得た金額との差額がある場合は、その差額に対応する部分の金額は消滅したものとします。また、解除されない部分の金額をこえない範囲で、当会社所定の割合を変更することができないときは、保険契約の型を「A型」に変更します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

2. 見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合で、見直し前契約等に総合医療保険（無解約返還金）（2018）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、無配当終身医療保険、無配当定期医療保険または新総合医療特約D（H22）（以下本条において「総合医療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）が含まれるときは、骨髓ドナー給付金の支払について、被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年以内に骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合でも、その採取術を受けた日が見直し前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後であるときは、見直し

前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき金額を限度として、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けたものとみなして取り扱います。

3. 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第11条（見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合で、かつ、見直し前契約等に先進医療保険（無解約返還金）（2018）または無配当先進医療特約（以下本条において「先進医療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）が含まれている場合において、見直し前契約等の先進医療保険（無解約返還金）（2018）等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、先進医療保険（無解約返還金）（2018）の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の先進医療保険（無解約返還金）（2018）等の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
2. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の先進医療保険（無解約返還金）（2018）の解除を行う場合には、見直し前契約等に先進医療保険（無解約返還金）（2018）等が含まれていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

第12条（見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合には、見直し前契約等の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、無配当女性特定治療特約（2015）、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約（以下本条において「女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）の基準給付金額と同額までの部分については、給付金の支払に関する規定の適用に際し、見直し前契約の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）等の保険期間と見直し後契約の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の保険期間は継続されていたものとして取り扱います。ただし、この取扱は、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）普通保険約款の給付金の支払に定める乳房の上皮内癌の治療を目的とした乳房の観血切除術に対する女性特定手術給付金、子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術に対する女性特定手術給付金および乳房の上皮内癌と診断確定され乳房の観血切除術を受けた乳房についての乳房再建手術に対する乳房再建給付金については、見直し前契約等に女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）または無配当女性特定治療特約（2015）が含まれる場合に限ります。
2. 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）普通保険約款の給付金の支払に関する補則に定める給付金の支払限度の規定の適用の場合を除き、第1項の規定は適用しません。

第13条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約の契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金が支払われる事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険期間満了前である場合に限ります。）には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて2年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものとして取り扱います。
 - (イ) (ア)の場合、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分について、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。
- (2) 認知症保険（無解約返還金）（2019）普通保険約款第4条（認知症保険金の支払に関する補則）第4項中「契約日」とあるのは「見直し前契約等の契約日と」、「保険期間中」とあるのは「見直し後契約の保険期間中」と読み替えます。ただし、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分については、本号に定める取扱いは行いません。
- (3) 見直し前契約等の見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合には、第2号の規定を適用しません。

第14条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）

1. 見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
 - (2) 見直し前契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）、保険料払込免除特約（H25）または保険料払込免除特約（2018）（以下本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されていた場合において、見直し前契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後で、かつ、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）には、保険料払込免除特約条項（2018）における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたと

きは保険料の払込を免除しない旨の規定は適用しません。

(3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により保険料の払込が免除される場合は、すべてのパッケージ内契約の保険料の払込が免除されたものとして取り扱います。

(4) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が見直し後契約の保険料払込免除特約(2018)の解除を行う場合には、見直し前契約に保険料払込免除特約等が付加されていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。

2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

第15条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第3条（見直し価格）第3項第1号には含めず、第3条第2項第1号に含めて取り扱います。

第16条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合には、第3条（見直し価格）第2項第1号中「主契約または特約の責任準備金」とあるのは「主契約または特約の解約返還金」と読み替えます。

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約の全部または一部を、新たな保険契約に家族内で承継する場合の取扱について定めたものです。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
承継前契約	この特約条項の適用により承継される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
承継後契約	この特約条項の適用により成立する保険契約をいいます。

第2条（承継前契約の保険契約者の家族）

第3条（被保険者等の要件）における承継前契約の保険契約者の家族とは、つぎのいずれかの者をいいます。

- （1）承継前契約の保険契約者と同居または生計を一にしている承継前契約の保険契約者の配偶者または2親等内の親族
- （2）承継前契約の保険契約者と別居し、かつ、生計を異にしている承継前契約の保険契約者の子

第3条（被保険者等の要件）

1. 承継に際しては、つぎの要件を満たすことを要します。
 - （1）承継前契約および承継後契約の被保険者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者。以下同じ。）は異なる者であり、かつ、それぞれ承継前契約の保険契約者またはその家族であること
 - （2）承継後契約の保険契約者は、承継前契約の保険契約者またはその家族であること
2. 当会社は、第1項の要件を確認するため、当会社所定の書類の提出を求めます。この場合、生計を一にしていることの確認のために、健康保険証の写し等その事実を証する書類の提出を求めることがあります。

第4条（承継価格の承継後契約への充当）

1. 第5条（承継価格）に定める承継価格は、当会社の定める取扱にもとづき、承継後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、承継後契約の保険料の一部に充当します。ただし、承継後契約がつぎのいずれかである場合、第5条第3項に定める承継価格（解約返還金なし）を承継後契約の保険料の一部に充当することはできません。
 - （1）有解約返還金型の保険種類
 - （2）保険契約の型が「保険料払込期間中解約返還金なし型」の3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（保険料払込期間が終身である場合を除きます。）
2. 第1項の場合、承継後契約が複数あるときは、保険契約者は、承継価格を保険料の一部に充当する承継後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
3. 承継後契約の保険料の一部に充当される承継価格を充当価格といい、充当価格から承継後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
4. 充当価格のある承継後契約の主契約の普通保険約款および承継後契約に付加された特約（この特約および保険料払込免除特約（2018）は除きます。）の特約条項における保険料は、承継後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある承継後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

第5条（承継価格）

1. 承継価格は、第2項に定める承継価格（解約返還金あり）および第3項に定める承継価格（解約返還金なし）の合計額とします。
2. 承継価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - （1）承継前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金（保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の責任準備金を除きます。）
 - （2）承継前契約のうち保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解約返還金に対応する責任準備金
 - （3）承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限ります。）
 - （4）承継時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した承継前契約の契約者配当金
 - （5）承継前契約において積み立てられた契約者配当金
 - （6）承継前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、承継時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、承継前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとし

て計算した金額とします。

- (7) 承継前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - (8) 承継前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - (9) 承継前契約に関し当会社に留保された金額
 - (10) 承継前契約が保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)が付加された保険契約であり、見直し価格(解約返還金あり)、変更価格(解約返還金あり)または承継価格(解約返還金あり)からの充当価格があるときは、その残額
3. 承継価格(解約返還金なし)は、つぎの金額の合計額とします。
- (1) 承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金(主契約の保険料払込期間満了後である場合は、解約返還金を差し引いた金額とします。)
 - (2) 承継前契約のうち保険契約の型が「保険料払込期間中低解約返還金型」である3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の責任準備金(第2項第2号の責任準備金を差し引いた金額とします。)
 - (3) 承継前契約が保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)が付加された保険契約であり、見直し価格(解約返還金なし)、変更価格(解約返還金なし)または承継価格(解約返還金なし)からの充当価格があるときは、その残額
4. 承継前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める承継価格(解約返還金あり)の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める承継価格(解約返還金なし)の金額から差し引きます。

第6条(承継前契約の消滅)

承継前契約は、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。

第7条(承継前契約の一部を承継する場合の取扱)

承継前契約が当会社の定める保険契約の場合、承継前契約の保険契約者は、承継前契約の一部を承継することができません。この場合、つぎのとおりとします。

- (1) 承継前契約の保険契約者は、承継前契約の主契約および各特約の保険金額等のうち承継されない部分の金額をそれぞれ指定することを要します。この場合、指定金額は、当会社の定める範囲内であることを要します。
- (2) 承継前契約の主契約および各特約の保険金額等から第1号に定める指定金額をそれぞれ差し引いた金額に対応する部分が承継後契約に承継されます。
- (3) 第6条(承継前契約の消滅)の規定は適用せず、承継前契約におけるつぎの部分については、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。
 - (ア) 承継前契約のうち第1号および第2号の規定により承継後契約に承継される部分
 - (イ) (ア)の部分の消滅により、承継前契約の特約の保険金額等が当会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度をこえる部分(承継前契約の特約の残存する部分が当会社所定の金額未満となるときは、その特約の全部)
 - (ウ) (ア)の部分の消滅により、承継前契約の契約者配当金で買い増された保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、改められる前の保険金額と改められた後の保険金額との差額部分
- (4) 第5条(承継価格)第2項第1号、第5条第3項第1号および第5条第3項第2号中「責任準備金」とあるのは「承継される部分の責任準備金」と読み替えます。
- (5) 第5条第2項第2号および第5条第2項第3号中「解約返還金」とあるのは「承継される部分の解約返還金」と読み替えます。
- (6) 第5条第2項第4号中「承継前契約」とあるのは「承継前契約のうち承継される部分」と読み替えます。
- (7) 第5条第2項第5号および第5条第2項第9号の金額は承継価格の計算に含めず、承継前契約に残存させる取扱とします。
- (8) 第5条第2項第6号中「その金額」とあるのは「その金額(承継後に残存する承継前契約の保険料に対応する金額を除きます。)」と読み替えます。
- (9) 第5条第2項第7号中「その残額」とあるのは「その残額(承継後に残存する承継前契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。)」と読み替えます。
- (10) 第5条第2項第8号中「その残額」とあるのは「その残額(承継後に残存する承継前契約の保険料の一部前払に要する金額を除きます。)」と読み替えます。
- (11) 第5条第2項第10号および第5条第3項第3号中「その残額」とあるのは「その残額(承継後に残存する承継前契約の充当価格に対応する金額を除きます。)」と読み替えます。
- (12) 承継前契約において保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合には、本条の取扱は行いません。

第8条(承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱)

第3条(被保険者等の要件)第2項に定める当会社所定の書類の記載に誤りがあり、承継の際に第3条第1項に定める要件を満たしていなかった場合には、この特約条項による承継がなかったものとします。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 承継前契約(承継前契約の一部の承継の場合には、その承継された部分)は、承継時に解約されたものとします。
- (2) 承継価格の承継後契約への充当はなかったものとします。
- (3) 第1号の適用により支払われるべき金額から第2号の適用により承継後契約の保険契約者が払い込むべき保険料に不足する金額を差し引き、超過分があるときは、当会社は、これを承継後契約の保険契約者に払い戻し、不足分があ

るときは、承継後契約の保険契約者は、これを当会社の指定する日までに払い込むことを要します。この払込がない場合で、承継後契約において保険金、年金または給付金（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022もしくは軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の死亡返還金または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額と同額の死亡返還金を含みます。）を支払うときは、当会社は、支払うべき金額からその不足分を差し引きます。

第9条（承継前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

承継前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第5条（承継価格）第3項第1号には含めず、第5条第2項第1号に含めて取り扱います。

第10条（承継前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

承継前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険の場合には、第5条（承継価格）第2項第1号中「主契約または特約の責任準備金」とあるのは「主契約または特約の解約返還金」と読み替えます。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎのいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料率）

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 医療保障保険（個人型）
 - (2) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (3) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (4) 予定利率変動型無配当個人年金保険
 - (5) 生活障害年金定期保険（2018）
 - (6) こども学資保険（2018）

第3条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
2. 本条第1項の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（特約の失効）

1. つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
2. 本条第1項の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

団体月払取扱特約条項

(2023年12月20日改正)

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎのいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

1. 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
3. 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
4. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
2. つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 医療保障保険（個人型）
 - (2) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (3) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (4) 5年ごと配当付個人年金保険
 - (5) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (6) 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - (7) 予定利率変動型無配当個人年金保険
 - (8) 生活障害年金定期保険（2018）
 - (9) 個人年金保険（2018）
 - (10) 生存保障重視型個人年金保険（2018）
 - (11) こども学資保険（2018）
 - (12) 指数連動型個人年金保険（無配当）2024

第4条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
2. 第1項の保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

1. つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき

- (2) 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (5) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (6) 保険料の前納を行ったとき
 - (7) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (8) 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
- 本条第1項の保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第5条（特約の失効）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となる時
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
- 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第6条（契約者配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り

決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第7条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- (2) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。

- (ア) 医療保障保険（個人型）
- (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
- (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
- (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
- (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
- (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
- (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

第1条（特約条項の適用）

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当社は、当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
3. 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
4. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当社の定めの日（以下「振替日」といいます。）ただし、この定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの金額を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第5条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき

- (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅しません。
- (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第8条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、第6条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- (3) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。
 - (ア) 医療保障保険（個人型）
 - (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
 - (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

第1条（特約条項の適用）

- この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者からクレジットカードにより保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
- この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が当会社の指定するクレジットカードであること
 - 指定カードが指定カードの名義人とクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与され、かつ、使用を認められたものであること
 - 指定カードの名義人がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込に指定カードを使用すること
- 当会社はこの特約の適用の際に、指定カードの有効性及び保険料が指定カードの利用限度額の範囲内であること等（以下「指定カードの有効性等」といいます。）の確認を行います。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、主約款に定める払込期月中の当会社の定めの日（以下「決済日」といいます。）に当会社に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
- 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、払い込むべき保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれにも該当するときは、保険料の払込はなかったものとします。
 - 当会社がカード会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - カード会社が指定カードの名義人（カード会社の会員規約等により、指定カード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 第1項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合であっても、その確認ができなかった項目が当会社の定める項目であるときは、払い込まれなかった保険料（月払契約の場合、翌月分と合わせて2か月分の保険料）は再度当会社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、決済日の翌月の応当日に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
- 第5項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内に払込期月が到来している保険料（主約款に定める保険料の継続一括払の特約が適用されている月払契約の場合は一括払すべき保険料）を、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当会社に申し出てください。
- 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、保険契約者は指定カードを他のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- 保険契約が消滅または失効したとき
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第 1 条（特約条項の適用）第 2 項に定める条件に該当しなくなったとき
- (7) 当会社が指定カードの有効性等の確認ができなかったとき（第 3 条（保険料の払込）第 5 項の規定に該当する場合または第 6 項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。）
- (8) 第 3 条第 4 項に該当したとき

第 6 条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第 7 条（契約日が2018年 4 月 1 日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年 4 月 1 日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第 1 号の規定を適用しません。
 - (ア) 医療保障保険（個人型）
 - (イ) 5 年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (ウ) 5 年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (エ) 5 年ごと配当付個人年金保険
 - (オ) 5 年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (カ) 5 年ごと利差配当付個人年金保険
 - (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

MEMO

【ご加入の生命保険に関する手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

〈シニア専用フリーダイヤル〉

70歳以上のお客さまを対象としたフリーダイヤルです。直接コミュニケーションにつながり、ゆっくり丁寧に対応します。

 **0120-085-085**

受付時間

月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- 証券番号をあらかじめ確認のうえ、契約者ご本人さまからお願いいたします。
- 受付時間が一部変更となっている場合があります。お手数ですが、当社ホームページにて最新の状況をご確認くださいようお願いいたします。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。
- つぎのお手続きは、当社ホームページ(ご契約者専用サイト)からもご利用いただけます。なお、お手続きにはご利用条件があります。詳しくは当社ホームページをご参照ください。

- ・住所などの変更
- ・総合入院給付金のご請求 など

(2024年3月時点)

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

※お近くの第一生命の連絡先、店舗所在地については、当社ホームページをご覧ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。特に

●クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)	14
●告知義務	25
●ご契約の成立と保障の責任開始期	28
●給付金などの請求方法	36
●給付金などをお支払いできない場合	38
●保険料の払い込み	42
●払込期月・猶予期間とご契約の効力	46
●失効したご契約の復活	48
●解約と解約返還金	56

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、説明の中で不明な点がありましたらコンタクトセンターまでご連絡ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>